

平成 2 9 年 第 6 回 定 例 会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 9 月 13 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 9 月 24 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 29 年 9 月 24 日 午後 4 時 52 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	川口 昌志	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	自 9月24日 2日間 至 9月25日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
7	〃	6	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
8	議案	46	津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	47	契約の締結について（トレーニング室増築工事）	
10	〃	48	契約の締結について（7号汚水幹線マンホールポンプ新設工事）	
11	〃	49	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
12	〃	50	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	51	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
14	〃	52	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について	
15	〃	53	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
16	〃	54	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
17	〃	55	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
18	〃	56	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
19	認定	1	平成 28 年度津別町一般会計決算の認定について	
20	〃	2	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
21	〃	3	平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
22	〃	4	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
23	〃	5	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
24	〃	6	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 29 年第 6 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 25 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第6回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。8月29日、津別病院名誉院長近藤益夫様より、離町されるにあたり町の振興発展に役立ててほしいと、100万円のご寄附をいただいたところであります。

また、9月6日、水上時子様より、子どもたちのためにと80万円のご寄附をいただいたところであり、お二方のご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、公設民営塾夏期講習会についてであります。議員各位のご理解のもと、議会議事堂本会議場を会場に、7月25日から8月17日までの19日間、津別高校生25名、町外の高校へ通う津別在住の高校生11名計36名が入塾し、延べ376名が受講し

ました。受講生や保護者に対してアンケートを行ったところ、特に受講生の先生の指導に対する満足度は 100 パーセントであり、この結果を踏まえ、冬期講習会に向け、さらに内容の充実に努めてまいります。

次に、北海道立林業大学校の誘致活動についてであります。7月31日、北海道において、有識者による林業人材育成機関のあり方の検討が始められたところですが、誘致に取り組む地域は、単独地域のほか、振興局単位や流域を単位とする広域的な動きも出てきているところです。広域で取り組む誘致活動は、有効性を評価しやすいとの情報もあることから、8月30日、津別町誘致期成会総会を開催し、これまでの単独誘致活動からオホーツク地域全体での誘致要請を目指し、その中で本町の優位性を強調する活動を展開する方針を確認したところです。

今後につきましては、オホーツク地域への誘致がかなうよう、関係機関と連携し、要請活動に取り組んでまいります。

次に、まちなか再生事業関連についてであります。「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の策定につきましては、8月6日から8日の間に壮瞥町、新ひだか町、訓子府町を視察し、8月22日から25日の間には、岩手県住田町と紫波町、高知県梶原町の役場複合庁舎の視察を所管の委員会とともに実施したところですが、それぞれの地で得た知識を今後の基本計画の策定に生かしていく考えであります。

また、筑波大学大澤研究会のゼミ合宿が、今年も8月9日から30日の間に実施され、教官3名、学生12名、インターン生1名計16名が来町し、延べ204日の滞在となりました。

ゼミ合宿の中心となる津別高校との高大連携ワークショップは、8月19日と20日の両日、高校生13名が参加し実施されました。最終日には、一般公開による発表会が開催され、参加した約50名の方による投票が行われ、最優秀賞を獲得した班が、11月4日に筑波大学の学園祭で行われる高大連携シンポジウムに出席し、発表することになっています。

また、ゼミ合宿の期間中、大学生による各種調査研究や町民との交流が積極的に行われ、研究成果等につきましては、今後のまちづくりに生かしていく考えであります。

次に、弾道ミサイル等緊急事態におけるサイレンの吹鳴についてであります。8

月 29 日午前 5 時 57 分ごろ、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過する可能性があるとして、政府の全国瞬時警報システム「Jアラート」により、緊急事態情報が配信されました。こうしたことから本町では、今回のように J アラートによる緊急事態情報が配信された場合、町民に対する注意喚起のため、津別消防庁舎、活汲第 2 分団詰所、本岐第 3 分団詰所に設置しているサイレン塔から、9 月 1 日午後 3 時以降、一斉にサイレンを吹鳴できる体制を整えたところです。その後、9 月 15 日、午後 0 時 5 分に、サイレン吹鳴を試行することとじていましたが、同日、午前 6 時 57 分ごろ、再び北朝鮮からミサイルが発射され、Jアラートによる配信が行われたことから、3カ所のサイレン塔からサイレンを吹鳴したところです。

現在、9 月 15 日、午後 0 時 5 分に試行実施したサイレンの吹鳴の効果検証を行っているところであり、結果を見た上で対策を補強していくこととしています。

次に、津別町赤十字奉仕団設立 20 周年事業についてであります。平成 9 年に発足し、今年で 20 周年を迎えたことから、9 月 2 日に記念事業として「児童館交流会」が行われました。日本赤十字社北海道支部から橋田雄一事業部長が来町し、20 年間の奉仕活動に対して、日本赤十字社から「金色有功章」が土屋けい子委員長に授与されました。交流事業には児童 31 名が参加し、赤十字の歴史や奉仕団活動、災害時の対応などを学んだ後、奉仕団員による炊き出し体験に参加し、炊き上がったごはんと一緒に全員でジンギスカン鍋を囲み交流が行われたところです。

これまでの赤十字奉仕団による献身的な地域貢献活動に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、引き続き奉仕団の活動を支援してまいる所存であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてありますが、9 月 20 日、今年度に満百歳を迎えられる古澤秀夫様、才川ハツエ様、梶田要様の 3 名を訪問し、老人の日記念事業として、内閣総理大臣からの祝状と記念品の贈呈を行いました。永年にわたり社会の発展に寄与されてこられましたことに対し感謝申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝を願い祝意を表したところでもあります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9 月 12 日現在、一般土木工事関係については、町道 350 号線舗装補修工事ほか 13 件 1 億 4,576 万 4,000 円 (73.3%)、一般建築工事関係については、トレーニング室増築工事ほか 23 件、1 億 5,919 万 2,000

円（62.6%）、簡易水道・下水道工事関係については、7号汚水幹線マンホールポンプ新設工事ほか11件、9,532万1,000円（59.8%）、設計等委託業務関係については、町道369号線災害復旧測量設計業務ほか28件、2億3,895万1,000円（96.2%）であり、平成29年度予算分について総額6億3,922万8,000円で、74.2%の発注率となっており、今後とも適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正案、一般会計・特別会計補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんので、ご了承ください。

質問時間は、答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順にしたがって、順次質問を許します。

2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の項目、図書機能の充実についてであります。本を読むということは子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深

く生きる力を身につけていくうえで必要不可欠なもので、教育行政が主体となり推進を図る必要があると考えます。

そこで、1点目に現在の図書室の設置経過と利用状況についてお尋ねいたします。

現在の位置に図書室が移った経過、現在の蔵書数、目標としている蔵書数、28年度の利用者数と29年度のわかる範囲での現在の利用者数をお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

現在の中央公民館図書室は、昭和33年に旧役場庁舎を改築した「津別町公民館」の附属図書室として設置されました。老朽化に伴い、昭和44年12月に公民館の機能を有する「津別町青少年会館」が建設されたことに伴い、公民館図書室も移設されました。当時の蔵書数は約2,500冊との記録が残っています。昭和50年「津別町児童館条例」制定により青少年会館が「津別町児童館」と名称変更になりましたが、引き続き児童館の中に公民館図書室が残り、昭和57年9月「津別町中央公民館」の完成に伴い現在の場所に移動し、今日に至っております。平成29年8月末までの蔵書数は5万386冊であります。

蔵書数の目標につきましては、達成目標を設定しておりません。平成29年3月末の5万6,825冊の蔵書がありましたが、現在の中央公民館図書室192平方メートルの広さに納まりきらず、道立図書館の訪問指導での助言をもとに古い蔵書整理を積極的に進め、新しい図書への更新と、空間の創出に着手しているところです。

平成28年度の中央公民館図書室の利用者数につきましては6,200人であり、平成29年度9月17日現在の利用数は2,339人となっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） 〔登壇〕 ありがとうございます。今お答えいただきました図書室の経過と、また利用状況について再度お尋ねしたいと思います。

場所の問題につきましては、手狭であるとか、集中して勉強できるスペースが欲しいですとか多くの要望が出ておりますけれども、本日は、そのハード面といったとこ

ろではなく、ソフト面のほうに重点をおいて質問させていただきたいと思います。

まず蔵書数5万386冊とお答えいただきました。目標数は設定していないとのことでしたけれども手狭であるというところから今のこの5万冊、多いのか少ないのか、どのようにお考えか1点目お尋ねしたいと思います。

また、やはり図書室といいますのは新しい本を次々に導入していくものだと考えておりますけれども、その新しい図書につきましてはどのような判断によって購入されているのかお尋ねいたします。

また、28年度から読む力が教育行政によって推進されております。それによって利用者数が増えるかどうかといったのはこれからかと思っておりますけれども、さらにこの取り組み、読書に親しみをもつていただける取り組みが、さらに何かお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず1点目ですが、蔵書数が現在の段階、多いのか少ないのかという部分につきましては、図書室の広さ、収容に関しましての観点からいうと多いというふうに思います。現実、背の高い書架を使って上までびっちり本が並ぶような状況ですので、先ほども申しましたようにスペースの確保ということが課題となっております。利用者が利用しやすいようにスペースの確保を改善していくことがやはり課題だと思っております。その観点から冊数については多いというふうに踏まえております。

それから、新しい本の購入についてというご質問でしたけれども、図書室の司書が利用者のカウンターでのいろいろなやり取りを踏まえて、利用者のニーズに応え選定しているというふうに考えております。利用者につきましては、小さい子から高齢者まで幅広い利用者ですので、カウンターでの利用者との対話をもとに適切な判断のもとに購入を進めていくことが大事だと考えているところであります。

また、今後の利用者の取り組みでありますけれども、実は、昨年度の利用者数、先ほどお話しいたしました。1日当たりの利用者数なのですけれども、昨年度は、実は1日平均22名の方が図書を借りていたところなのですけれども、本年度につきましては9月までの段階、1日平均では18人と若干利用が減ってきている傾向があります。

これは、本年度はコミック誌の貸し出しをしないということにしましたので、その影響が多分に出ているのではないかなというふうに思っております。

今後、利用者を増やしていく部分につきましては、12月に毎年、図書室で行っている図書まつりというイベントがあります。このイベント、子どもから一般の方まで楽しめるような企画を充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。蔵書数が多いというお答えに対しまして、やはり私もまちなか再生のところで、ほかの町の図書室、新しい図書室を見させていただきましたときには、非常に本棚が150センチぐらい、非常に低いところにありまして非常に開放的なスペース、これなら図書室に通いたいなと思わせるようなそのような取り組みがされているところでありましたので、その点のこともぜひ考えていただけたらと思います。

次に、新刊につきましては司書がニーズに応じているとのお答えでしたので、これは次の質問のときにお話しさせていただければと思います。

また新しい取り組みとして、12月3日の図書まつりで考えているとのお答えでしたけれども、この図書まつりに向けて例えば貸し出した蔵書を記録したりとか、日付とどのような本を借りたのかというのを記録して、それを何冊借りたらこの図書まつりのときの蔵書、古本をいただけるといった、そのようなご褒美、配布等のご褒美のお考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 図書まつりの具体的な取り組みについてのご質問ですが、読書ノート取り組みというものを予定しております。これまで自分が読んだ図書の記録を蓄積していく25冊程度の記録を付けるノートの取り組み、これを図書まつりに向けて展開したいというふうに考えているところであります。

ご褒美については、ちょっと具体的なものは考えておりませんでした。議員のご意見を参考に考えさせていただきたいと思います。

また、図書まつりの中でいろいろな方々をお呼びして子どもたちに読み聞かせ等の

体験ができるような活動ができればいいなというふうに考えておりますので、具体的なことを担当のほうに指示をして進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。このご褒美につきましては、さんさん館で今ラジオ体操をやっているのですが、これも皆勤賞がありまして、これが今現在、大体毎月20名前後の方が皆勤賞をとられているということでして、そのご褒美自体は400円前後のもので1日に換算すると本当に10円ちょっとのところなのですけれども、それでもやはり一つの原動力になるというところで、ぜひ取り入れていただけたらと思っております。

次の2点目の司書の必要性についてに移らせていただきます。現在、図書室には2名の臨時職員がおられる、そのうちの司書は1名であります。司書の職員の数、人数は適正かどうか、また司書の役割をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 司書資格を有する方が1名ということの質問かなと思いますが、司書の仕事をしていただいている方は2名でありますけれども、そのうちの1名の方が図書館司書の資格を有しているという部分であります。有していない方につきましても図書に対しまして非常に知識もありますし努力家でありますので、いろいろな勉強をしながらサービスの充実に努めております。資格の有無については、それぞれあろうかと思っておりますけれども本人の意欲、熱意という部分でカバーできるのではないかなというふうに考えております。

司書の役割につきましては、本の貸し出しですとか返却だけにとどまらず、先ほどからも話が出ていますように、本と親しむ環境の整備ですとか、学校それからこども園、児童館への移動図書の入れ替え、そういったこと、また幅広い年代やニーズに応える図書の選定と公立図書館の司書と同様の役割を有して努めているというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。お答えいただきました司

書資格を有する者の人数なのですけれども1名ということでありました。またこの司書につきましてですけれども9月1日の道新の記事で司書の1人、榎本さんという方が紹介されておりました。この榎本さんという方は図書室を明るい雰囲気を出すだけでなく、これは小中学校の図書室の司書でございます。明るい雰囲気を出すだけでなく、事情があり教室に行けない子どもたちの居場所になっている、そういう子どもたちの話し相手になったり、本を読んであげたりしている。榎本さんが来訪する日は、しない日よりも来室者が増えるといった記事が紹介されておりました。このように司書というのは、やはり重要なことというふうに考えるところでございます。

また、図書室に行き司書の方にお話を伺わせていただきましたときに、読み聞かせサークルというものを月に1度開催しているところであります。これがその時の事情にもよりますけれども勤務時間内であったり勤務時間外であったり、さまざまでありました。聞くところによりますと、やはり人員が不足しているといったところであります。ほかにも小学生ぐらいの方に読み聞かせを、わざと違う話をして、どこが間違っているのか集中力をもって本を聞いていただくといった取り組みですとか、また中高生に対しては知的書評合戦ビブリオバトルといった、これは本を読みたい人と本を紹介して欲しい人数名と、本を読んでそれを紹介したい人数名でやる書評の合戦でございます。数名がこの本についてどういう本で、どこが素晴らしかった、ですからこの本をぜひ読んでくださいというようなプレゼンテーションをした上で傍聴者がだれが一番素晴らしかったというように投票して1冊を決める、そういった書評の合戦でございます。そういったアイデアはたくさんあるのですけれども、どうしても人が足りないといったところをお伺いしました。その中で司書の人数、この職員の人数を増やす考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 2点目の質問に移られておりますので当初の質問の要旨についてお答えし直したいというふうに思います。本町の中央公民館図書室には、生涯学習課社会教育グループの職員2名と図書、司書担当臨時職員2名の計4名を配置していますが、社会教育グループの職員は他業務を兼務しており、主として司書担当臨時職員2名が運營業務を担っているのが現状であります。

本町とほぼ同様の5万から6万冊の蔵書数や人口規模に近い他町村の図書館の職員数を調べてみますと、兼任の図書館長と図書館司書資格を有する専任の職員、通年の嘱託や臨時職員が合計3から4名で運営している状況であります。

中央公民館図書室の司書職員の役割につきましては、本の貸し出し・返却・整理にとどまらず、幅広い年代やニーズに応える書籍の選定と発注及び登録、本と親しむ環境の整備、学校やこども園、児童館への移動図書の選定、入れ替え、利用者の調べものや探しものの支援、図書に関するイベントの企画等、公民館図書室ではありながら図書館法に基づく公立図書館と同様の役割に応えるように努めているところであります。

失礼いたしました。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 それでは続きまして質問させていただきます。司書の人数、3名から4名で運営しているというところ、津別町は臨時職員2名が主に業務にあたっているところがございます。その点につきまして、増員をお考えかどうか再度ご質問させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず実態からお話をさせていただきたいと思っておりますけども、中央公民館図書室から小学校のほうへ毎月配本している移動図書40冊があります。六つの通常学級に加えて本年度から学校からの要望に応じて五つの支援学級にも配本をしております。学校から月1回から2回に増やしてもらいたいという要望もありますけれども、現在の職員体制では手が回らず応えることができておりません。また、定例の校長、教頭会議では学校図書室の運営をしっかりサポートする学校司書、そういった職員の配置が望ましいとの話題が出ているところであります。

斜里町や美幌町では町立図書館の司書職員が学校を巡回して学校図書館の整備、充実を図る連携体制をとっております。各学校の図書室担当の教員おりますけれども、担任業務や授業が優先されますので学校図書館の環境整備や、その運営をサポートする学校巡回司書の存在が望ましいと考えているところでありますけども、現在の中央公民館図書室担当職員の業務分担、それから職務の効率化による余裕の創出が可能か

どうか、さらには財政状況も勘案しながら職員の配置については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 司書の関連でお考えいただけるということでしたけれども、また財政状況の話も上がったかと思われま。この中で、やはり司書の資格を持つ方の手を挙げる人が少ないというところは賃金の面も少なからずあると思われま。臨時職員ではなく正規職員で採用するお考えがあるかどうか1点目。

また、先ほど学校図書室との連携というお答えをいただきました。その中で両方を行き来し、またほかの臨時職員、例えば児童館の職員と午前中は学校や図書室で司書の仕事をさせていただき、午後から児童館が忙しくなるときには児童館のほうに赴いていただくというような、このような互換性のあるような、汎用性のあるような採用ができるかどうかお答えいただきたいと思いま。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 正規の職員を配置できるかという部分につきましては、これは定数の条例等もありますのでなかなか課題は高いというふうに思いま。ただ必要性というものについては認識はしているつもりであります。また、勤務の形態について、例えば午前中に学校のサポート、午後から児童館のサポートという部分につきましては工夫の余地はあるのではないかというふうには思いま。これもしっかりとした検討の上にお答えしなければならない問題であると思っております。一つの考え方としては、ケースとしては考えられるかなというふうに思いま。少々検討させていただきたいというふうに思いま。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。ぜひ検討していただいて司書の人員整備ですとか、そういったソフト面の充実も図っていただき、より良いものにしていただければと思いま。

最後にこの図書機能の充実について、まちなか再生との兼ね合いもございましてお答えづらいところもあると思いま。手狭ですとか、やはり図書館が欲しいといった声に応えるハード面での対処のお考え、今現在、お答えできる範囲内で何かあ

ればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ハード面での部分ですけれども、現在の図書室ができたころは恐らくでありますけれども、図書を貸し出しすることが主たる業務、図書室は図書の保管庫と、借りる方はカウンターで本を借りて自宅に帰って読むというような時代背景だったのではないかなというふうに想像するところであります。

しかしながら、昨今、図書館、図書のスペースにつきましてはゆったりとした雰囲気の中で、その場で本を開いて、例えばコーヒーやお茶を飲みながら読書をするというようなスペース、いろいろな世代の方々が集まって来て、いろんな話をしながらコミュニケーションをとるスペース、また同世代の方々が集まってきて悩みですとか、そういったことを共有し合うコミュニケーションのスペース、そういったものも求められてきているのが時代だというふうに思っています。狭い限られた現在の所のスペースでありますけれども、先ほども申しましたように蔵書管理をする中で、そういったスペースの創設もしていきたいと思っておりますし、今度もし別な所での整備ということになれば、そういった今の現代のニーズに応えられるような新しい環境にしていくことが必要だろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。それでは二つ目の項目に移らせていただきます。今後の児童館についてでございます。多様化する家庭環境の中、共働きする家庭がこれからも増えていくことと思われれます。放課後の児童の受け皿として児童館の必要性、重要性が高まることと思われれます。そこで、1点目に現在の児童館の建設経過と耐震性の有無について、また利用人数増加による施設が手狭になっていないかどうかお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、今後の児童館につきましてということで1点目のご質問にお答えいたします。現在の児童館の建物は、先ほども触れましたけれども昭和44年12月、開基85年開町50年記念事業として、「津別町青少年会館」の名称で

建設され、昭和 50 年「津別町児童館」と名称変更され現在に至ります。鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りの建物は、旧耐震基準が適用され、震度 5 強程度の揺れでも建物は倒壊せず、破損したとしても補修することで利用可能な構造基準を有しております。

利用者は、平成 27 年度放課後児童クラブ登録者 1 日当たり 25.6 名、一般利用を含めると 37.5 名。平成 28 年度放課後児童クラブの登録者 1 日当たり 32.7 名、一般利用を含めると 47.2 名と増加の傾向がみられます。本年度 8 月までは放課後児童クラブ登録者 1 日当たり 35.7 名、一般利用を含めると 48.7 名です。あくまでも 1 日当たりの平均ですから、実際の放課後の利用のピーク時は 70 名前後となる日があるのも現状です。

増加の傾向につきましては現在の 2 年生が 38 名、1 年生が 36 名と低学年児童が多いことや放課後児童クラブの登録利用が高学年も可能になったこと、小学校の統合による下校バス時刻までの利用者が増えたこと等があると考えられます。

児童館は自由奔放な遊びの場ではありますが、70 名の利用ピーク時に利用者全員が体育室でドッジボールや一輪車、縄跳び、バドミントン等一斉に活動することは危険が伴いますから、体育室など館内 3 室に分散して指導員が安全面に配慮をしながら遊びの指導をするよう、個に応じた配慮や工夫をしながら運営しているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。現在地の建物についてでありますけども、場所的には小学校に非常に近いのですけども、震度 5 強に耐えられるとのお答えでした。

先日、南富良野を視察させていただきましたときに、今の気象状況とかいろんなものを考えると想定外というのはもう言い訳にならない。震度 6 また震度 6 強、そういった地震がくることに対しても、これからどのようにこの問題に対処していくのかお答えいただきたいと思います。

また、児童館に来る子どもたちの時間がばらばらであるため、先に来ていた子ども

たちが宿題をすませ遊んでいると、後で来た子どもたちが集中できないですとか、また体格、力の違いなどから大きな子どもたちが思い切り遊べない、小さい子はけがの不安があるといったそういったスペースの問題があると思います。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 建物自体の部分かと思います。今の児童館、学校から非常に近く、また保護者の送迎にも適した位置、駐車場等のスペースも適した位置にあるかと思いますが、実際、この建物は昭和44年に建造しておりますし、改装、修繕の手を入れながら使用してきております。耐震の部分ですけれども、これは調査を行うまでもなく、子どもたちの放課後や休日の居場所について今後懸案となっております複合庁舎建設の検討の次に着手を考えるべく、優先順位の高い課題というふうに私は考えております。

それから遊び場としてのご質問でありましたけれども、少子化の今、逆に大勢の子どもたちが一堂に会して遊ぶ場面、大きな子と小さな子が一緒になって遊ぶ場面というのは逆にいうと必要なことではないかなと考えております。そういった年代の違う子どもたちが一堂に遊ぶことで、その中でやはりいろいろなルールだとか、譲り合うだとか、そういった社会性も身につけることが可能なわけですから、手狭であるということ逆を逆手にとって、子どもたちの社会性を身につける、安全に十分配慮しながら子どもたちの社会性を身につける、そんな児童館にしていくのが望ましいのではないかなというふうに考えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。建物については今後の最重要課題ということでぜひ検討していただきたいと思います。また、社会性を身につけるといふところにいきますと次の質問にもつながりますので、次の2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目の質問です。特別支援が必要な児童も受け入れておりますが、利用日数に制限がございます。この制限は、だれのどのような判断によるものかお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは2点目のご質問にお答えいたします。児童館は、「津別町児童館の管理運営等に関する規程」や「児童館障がい児受け入れに関する規程」に基づいて運営しております。

特別支援学級在籍の児童につきましても、第2条において、「一般的に中程度までの障がい児とすること、及び、集団生活や遊びが可能であり、継続的に利用できる児童」としてあります。児童館は学校の休み時間のような自由な遊びの場ですから、第5条には「障がい児と健常児が互いに育ちあい、遊びの中から社会性の成長を促す」との記載のとおり、原則的にはどの児童も受け入れる方針であります。

利用日数が制限されている児童がいるとのご質問ですが、同じく第5条には、「集団遊びを原則とし必要に応じて個別指導を行う」とありますように、障がいの程度やその子どもの特徴により個別の支援や個別の対応が必要な児童について、支援を担当する職員が配置可能な範囲での利用といった条件をつけさせていただく場合もあります。その判断につきましては、第7条に基づき、「教育長は保護者からの申し込みを受けた際には、福祉関係及び学校関係者等の助言を得るとともに、児童の行動観察を行い受け入れの決定をする」ということになっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。教育長が児童の行動観察を行い、受け入れを決めるとのお答えをいただきました。

また、新聞記事なのですが9月3日の道新にカズ君は普通学級へという記事がございました。旭川市の中学1年生のお話が載っておりました。一樹君は知的障がいを持つ自閉症がありながら普通学級で学ぶといったものでありました。カズ君自身が普通学級で学ぶことにより、授業中にちゃんと座ってられる書き取りなどの独自メニューがこなせるようになり、できることが増え成長していきました。また、クラスの生徒もいじめや無視などなく、みんな交替で隣の席に座り、やさしくフォローしている。担任の教諭はすごく優しい教室になっている。この子どもたちは大人になっても障がいのある人と自然に優しく接することができるかと確信するといった記事がありました。児童館ではぜひお互いを高め合い引っ張ってほしい、少しでも受け入れの門

戸というのを広くして一樹君を受け入れたクラスのようにお互いが成長する場所として児童館を活用していただけたらと考えますが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 特別支援教育の考えにつきましては、一緒にできないから別な教室でという考えではないわけであります。そのいろいろな集団での学びではなかなか難しいお子さんに対して、その子に一番適した方法で学習支援をする観点から別な教室で学習をしている。したがって時には一緒に健常児の子どもさんたちと一緒に勉強する機会も当然あるわけです。あくまでも、その子のニーズに応じた学習形態を考えるということで特別支援教育が今展開されているというふうに考えております。そういった意味でも児童館におきましては、障がいのある子、障がいのない子、一緒に遊ぶ中で社会性を身につけていくことというのは非常に大事なことでと考えております。

先ほど利用制限という部分のお話をいたしましたけれども、利用制限をご理解いただくにあたりましては当該の保護者の方とお子さんに対して児童館だけではなく、ほかの療育の施設それから場所もいろいろあります。そういった所でいろいろな療育をしていくことがそのお子さんにとってプラスになるという部分、いろいろな情報を提供しつつ保護者の方に選択をしていただけてご理解と納得の上、児童館を利用させていただくというふうに心がけておりますので、児童にとって最適な放課後の活動の場所は何かという部分について大事に保護者の方と話を進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。利用状況につきましては、ほかの民間企業との兼ね合いもあるというお答えで、その辺も少し難しいところであるかなと感じるところでありました。

また、特別支援の障がいを持つ子どもたちの受け入れにつきましては、昨年7月26日に神奈川県相模原市の施設津久井やまゆり園での施設の利用者26人が負傷して19人が命を落とされたという戦後最大級の大量殺人が起きてしまいました。この犠牲になった方々というのは障がいがあり、うまく逃げられなかったことも大きな犠牲

に繋がったことであります。この容疑者というのは取り調べに対して、「障がい者はみんないなくなればいい」そういった思想を持つ恐ろしい犯人でございました。この間違った考え、そういった考えを子どもの中に持たないように、障がいというのはあくまでも個性であるというように津別の子どもたちには健全な考えをもって育ってほしいと思います。子どもたちは幼ければ幼いほど他者を受け入れる柔軟性を持ちます。障がいというものを一つの個性として受け入れるためにみんなで学び、過ごす経験、場所としての提供も児童館が担っていただければと考えます。

最後に、この問題につきまして教育長のお考えをお聞かせいただき私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 幼いときから障がいのあるお友達と一緒に過ごすことで子どもたちに優しさですとか思いやりですとか、そういった気持ちが育まれるというふうに思っております。小学校におきましても特別支援教室だけの指導ではなく、先ほども申しましたとおり一般の子どもたちとの交流学习を重視しているところであります。障がいがある、障がいがないということを、まず子どもたちにそういった気持ちを育てることは大人が、大人こそがしっかりと認識しなければならないことだろうなというふうに思います。差別ですとか偏見のない社会にしていかななくてはならないというふうに思います。それは子どもだけに教えるということではなく、大人自身がしっかりと子どもたちに範を示せる、そんな行動をしていくことが大事ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、佐藤久哉君。

○9番(佐藤久哉君) [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、最初に津別町の防災体制についてであります。津別町は、平成24年度に「津別町地域防災計画」を見直しております。その後、平成25年度に災害対策基本法の大規模な改正があり、津別町地域防災計画の見直しが必要とされてきました。今年の1月20日に開催されました自治会長及び警防部長合同会議における意見等に対する行政の回答書の中に、29年度の上期をめぐりに地域防災計画の見直し、各種マニュアルの見直しを行うと町長名で回答がなされております。私も今年4月より自治会の副会長を仰せつかっておりますが、いまだに町から自治会のほうに声もかからなければ、見直した計画の素案すら提示されません。進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 佐藤久哉君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) 津別町の地域防災計画の見直しにつきましてお答えをしたいと思います。今現在の津別町地域防災計画につきましては、平成24年度に改正したのですが、すぐ翌年に災害対策基本法が改正されました。このため、法改正の内容に沿い、全体的な見直しに着手しますと今年度の町政方針で述べたところであります。見直しのスケジュールにつきましては、当初、7月中旬までに案を作成し、8月に自治会と自主防災組織との意見交換を行い、その後、防災会議を構成する関係機関との協議を経て、8月下旬から9月下旬にかけてパブリックコメントを実施し、9月末には防災会議を開催し完成させるというものであります。

しかし、防災計画書は239ページありまして、これに伴う新旧対照表は前回改正のもので180ページに及びます。現在、災害対策基本法の改正による修正と、組織名や気象データ等の修正作業はほぼ終えたところでありますけれども、見直し案の作成にはまだ時間を要するというのが実情であります。

このため、今後の進め方としましては、12月末を目途に見直し案を作成し、来年1月に自治会と自主防災組織との意見交換を行い、その後、関係機関との協議を経て、

2月にパブリックコメント、3月に防災会議を開催し完成させていきたいというふう
に考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今お答えいただきましたが、まず防災計画書の量
が膨大であり、見直しが遅れているとのお答えであります。やはりこれは、ちょっと
お粗末ではないかなというふうに思います。初めて見る計画書ではなくて、やはりこ
の量は先にわかっていたことですので、その時点でやはり回答書の中で上期というの
は無理だったと、その辺の計画性が足りなかったのではないかなというふうに思いま
すが、いかがでしょうか。

また、今のお答えの中で、来年の1月に自治会と自主防災組織等の意見交換を行い
というふうになっておりますが、その回数はどれぐらい予定しているのか担当のほう
からでも結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） 今ご質問ございました1月の自治会と自主防災組織の
意見交換会の回数ということでございましたけれども、こちら現時点としてどのよう
な回数というか意見交換の方式をどのようにしたらよいか、全自治会を対象に行うの
か、または自治会の代表者とか自主防災組織の代表者の方に来ていただいて意見交換
を行うのかというようなことがまだ具体的には煮詰まってございません。まずそこか
ら始めなくてはいけないと思っておりますので、意見交換の回数についても現時点
ではまだ定まっていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 平成25年8月の内閣府の防災担当からの避難行動
要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というものが出されておまして、その
中で、地域防災計画をつくるにあたっては、行政側はもちろんのこと、消防機関、そ
れから警察、民生委員、福祉協議会、自主防災組織、福祉事務所、地域住民等かかわ
る人たちの多様な主体の参画を促すことというふうに優位事項がなされております。
こうした優位事項を見てもわかるように、やはり地域全体でつくり上げていく地域防
災計画でなければならないと思います。余分な心配かもしれませんが、役場の

内部で協議したものを自主防災組織、自治会長に提示して一度意見を求めて手直しをするような形ではなくて、やはり前もって意見の集約、アンケートのような意見の集約を行ったり、それから聞き取りを行ったりして素案をつくる前に一度意見を聞いておいて、そしてそれから意見交換、キャッチボールをやって、きちつきちつと役に立つ防災計画、すぐに使える防災計画にさせていただくことを強く望みますのでよろしくお願いいたします。

何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 25年に法律の改正がありまして、その間、津別町の地域防災計画というのはまだ見直しされてきてはおりませんが、法律でうたわれていたさまざまな内容、例えば、自主防災組織の作り方が緩和されたりとか、さまざまな要件がありまして、それは26年度からまちづくり懇談会だとか、さまざまなところを使いまして皆さんにお伝えしているところです。

それから、昨年の28年の3月には、皆さんのほうに、またその見直しを早く伝えたいところについては、防災のしおりを全戸に配布して、これをぜひ参考にさせていただきたいというようなことも含めて、できるところは今それぞれ進めているところがあります。ただ、全体の大きな計画、これは関係機関がありますので、北海道との整合性も出てきますし、それから气象台だとか、総合振興局含めて、あるいは自衛隊だとか、そういったところと協議を終えて完成させるということになってきますので、まずは法律の趣旨に基づいて変えるとすればこのような形になりますねということをつくらせていただきたいというふうに思っています。

ただ、その中で心配がないわけではないのが、今担当している課は総務課でやっているわけなのですが、議員もご承知のとおりさまざまな仕事を抱えています。その中で特に新たな仕事というのも、この間また出てきてまいりました。一つは、北朝鮮のミサイル問題、それもJアラート含めて担当課、総務課になってまいりますし、それから間もなく28日には衆議院の解散があるということで、そこからほぼ1カ月ぐらいは選挙業務に入っていくというようなことも、これから控えているところであります。そういう中で、この計画づくり、見直し案も大変タイトな状況にはなってきて

おりますけれども、何とか職場内の中で、担当課の中で協力をし合いながら、とりあえず見直し案をまずは作成していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今回の町長のお話は私も理解いたしますが、今回もそうなのですが、今後もやはりある程度お約束したことが予定どおりできない場合は、自治会長さんや自主防災組織の長、同じかもしれませんが、そうした方もその会員の方たちにやはり周知して、言った言葉の責任をとらなければならないという部分がございます。そうしたことも考えると、やはりいついつまでにつくろうと思ひていましたが、こういったような事情でいついつ頃まで遅れそうですというご連絡ぐらひはやはり差し上げるべきだったのではないかなと。また、今後そういうことが、今お話のような事情によってあれば、やっぱりそうした理由を伝えていって、せつかく先人の方たちが苦勞して構築された行政組織と自治会の信頼関係ですから、失うことのないように、ぜひそうした配慮をして行つていただきたいなというふうに思ひます。

次に、避難所の運営についてお聞きしたいと思ひます。避難所開設時の避難所運営委員会の立ち上げについて、職員と自主防災組織の連携はどのように図られているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二つ目の避難所の運営と避難訓練のその中の避難所の運営の関係であります。避難所開設の時の避難所運営委員会の立ち上げにあたっての職員と自主防災組織等の連携についてでありますけれども、避難所の開設につきましては、災害対策本部が指示をして開設することになります。指示を受けるのは学校長や役場担当課長など、その施設、避難所の施設の管理者であります。避難所を運営する組織は、避難所運営委員会でありまして、避難者がみずから組織運営の担い手となります。つまり、避難者として保護を受けるのではなくて、避難所生活の主体となり、町やボランティアはその支援にあたるということになります。運営委員会は、自主防災組織等のリーダー、それから避難者代表、施設管理者、災害対策本部から特命を受けた従事職員で構成いたしまして、そこから委員長、副委員長、各班長が選出されることに

なります。町からの避難所従事職員につきましては、平成 26 年 10 月からあらかじめ決めておまして、避難所の施設管理者と自主防災組織等との打ち合わせを行い、運営に万全を期していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） [登壇] 平成 25 年の 12 月に災害対策基本法が大幅見直しされた直後に私、一般質問で避難所のリーダーはどのように決まるのですかとお聞きしました。そのときにあったお答えが、集まった人の中で決めますというお話でした。確かに、例えば自治会長さんと決めておいても、災害の規模によってはその避難所に来れる状況かどうかわからないと。言い方悪いですがけれども、だれが集まって来れるのかわからない。そんな中で、前もって決めておくことはできないというようなお答えでした。しかし、やはり普段からの防災に対する研修、それから訓練等のことを考えますと、やはりそれぞれの避難所の体制の中で、大まかな役員というものは決めておかなければ、例えば、その拠点避難所に配置されている職員との日々の打ち合わせもままならないことになり、ある程度問題意識を持つというか、例えば私が拠点避難所の備品係であれば、普段からこの備品はどういうふうにするのだとか、新しい備品が出てきたら、こういうふうにするものが出ているのだとか、そういった問題意識を持つことができるのですけれども、担当が決まっていなければそうした効果も表れないということで、今後自主防災組織、もしくは自治会等拠点避難所の役員体制について打ち合わせをする都合も含めて体制の中に大まかな役割分担を決めていく考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これ、避難所運営に関しましては、今ある現行の計画、そして避難所のマニュアルもあります。そんなに大きく変わるものではありません。考え方としては踏襲しているわけなのですけれども、先だって、9 月 1 日の防災の日、そのときに実は自治会長さん、あるいは防災担当の各自治会の方にお集まりを願いました説明会を開催しております。その中で、この避難所のマニュアルだとか、あるいは避難所の運営についてということで、それぞれ担当のほうから説明をいたしまして、

避難所とはだれが開くのか。そして、避難所というのはどういうものなのか。避難所の運営はどうするのかと。避難所での各班の役割とはどういうものなのかと。それから避難所はいつ撤収するのかというようなことを説明させて、大きな字で大変自分が見てもわかりやすく表現されているなというふうに思いますけれども、そういう形でお話しをしているところです。そういう認識を持っていただいたというふうに考えておりますので、それ以降につきましては、避難所生活というのは拠点避難所での生活そのものになってくると思いますので、そこが中心とされているところです。先ほどの、防災のしおりの中の後ろに拠点避難所幾つかございますけれども、ここに集結する方の各自治会名がありますので、そこの方たちとこれから見直しの時期、計画の見直しの時期も含めてまたお集まりいただく時、それから、これから研修会等も計画しておりますので、そういった中で自治会、あるいは自主防災組織の方々と協議をしながら大体この辺の形で進めていこうという大枠を決めていきたいと思いますかというようなことも話し合っただけというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 次に、福祉避難所のことについて少しお伺いしたいと思えます。

津別町の地域防災計画の現行のものには、3節に避難行動計画、2の4で避難行動要支援者は福祉避難所に避難するとなっております。この福祉避難所に避難するとなっている避難行動要支援者、この名簿については自治会のほうともいろいろトラブルたということは聞いております。作成の遅れにつきましては、私も一度定例会で質問したことがございます。担当主幹に聞きますと、この避難行動要支援者の名簿、900を超える状況だと。津別町の福祉避難所は、特別養護老人ホームと、それからデイサービスセンターが指定されております。どう考えても900人を収容できるキャパはございません。こうした中で、やはり避難スペースが確保できていないということは、このままでは避難所があふれてしまうということなので、段階を分けて分散しなければいけないと思えます。そのためには、一番最初にしなければいけないのは、要支援者の名簿の見直しかとは思いますが、今の段階でどのように考えているのかお聞かせい

ただきたいと思います、

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご質問の内容などで避難所の運営という中でのご質問ということですね。この項目には特に入ってはおりませんが、それは前の6月議会のときに高橋議員さんにもそういう内容のものが出ておりましたのでお答えしましたとおり、まずは名簿の今あるものがありますので、それをお渡しする上で今回実は、9月1日の防災の日の研修会の中でも個人保護法のお話も担当のほうからさせていただいています。その扱い方というのは慎重を期すことになっておりますし、その名簿自体が本人の合意が得られたものというものが前提になっておりますので、そのところを再度防災会議の中で確認をさせていただいたところでありまして、その中で日々変わっていきますので、該当する方たちが重症化したりだとか、あるいは転居されたりだとか、亡くなられたりとかということがありますので、それらは随時補正をしましてお伝えをしていこうというふうに考えています。

大きな地震がきたりしたときには、もう施設そのものは町全体を通してかなり厳しい状態であるというふうに思います。要支援であるないにもかかわらず。そういう中で今町として耐震性があって、逃げてそこで生活をするのは、考えられる所はここですねということでお示しをしているところでありまして、さらにこれから新築される部分だとか等も想定されてきますので、そういうところを含めて随時変更していくような形になっていくかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 福祉避難所への避難の仕方をもう一つお聞きしたいのですが、マニュアルの中では、直接福祉避難所へ行ってもいいというような選択肢もあるみたいなのですが、一度拠点避難所なり指定避難所へ避難した人の中から福祉避難所のほうへ移動させるのであれば、だれがその判定をして、どういうふうに振り分けていくのか、わかれば担当のほうからでも結構ですから教えていただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） その辺の具体的なまだどういふ場合の方がそうさせるかというところまでは煮詰めてはいないのですけれども、その障がいや要介護度、そういう体の状況、そして災害の状況に応じましては、そういう支援が必要ではなかったけれどもけがの状況とか精神状態の状況によって、その避難所で聞き取り調査、マニュアルにもありますとおり、その方のその避難所に来た時の状況を確認する中で福祉避難所へ行くべき方なのか、それとも福祉避難所はいちいの園とデイサービスセンターということになっておりますので、その2カ所では到底対応できない場合も想定されますので、拠点避難所の中で福祉避難所的に場所の確保ができる場合には、そういう分けた対応の避難所の生活ということでも考えられるとは思っております。ただ、その被災のときに各避難所で調査、保健師等含めてのこちらの班のほうでの聞き取り調査、体の状況の調査に応じて福祉避難所への振り分けをしていく考えでございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 大変わかりやすいお答えでありがとうございます。今のこと一つ取りましても、やはり横の連携をしていかなければいけないと思います。避難所開設にあたって避難所運営準備会議というのを行政の横連携の形の担当部局の集まりでつくることに、これは見直しの前からなっていると思うのですけれども、現在津別町にそういった準備会議があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまの避難所運営準備会議につきましては、設置はございません。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ぜひそうした横連携を図れるような内部での避難所運営準備会議のようなものを考えていただきたいなというふうに思います。

続きまして、相生の拠点避難所に津別高校が追加となりましたけれども、相生から避難所までの足の確保はできるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの関係で避難準備会議は設置されておられませんけれど

も、随時庁議で、あるいは政策調整会議というのが毎月開催しておりますので、そういうところでテーマを持って、この間もお話ししていますので正式な設置についてはまた今後進めさせていただきたいと思います。

それから、今ご質問の相生の関係ですけれども、相生地区住民の拠点避難所に津別高校を加えたことによる足の確保の関係です。相生公民館につきましては、旧耐震基準による建物であること、それから道の駅は収容数が不足することから平成 24 年の津別町地域防災計画の見直しにあたりまして、拠点避難所として耐震性のある本岐小学校を指定したところであります。しかし、その後、平成 27 年 3 月末をもって本岐小学校が閉校となりまして、校舎棟は社会福祉事業を行う事業者へ売却をいたしました。そして、避難所として使用できるのは、体育館のみという状況になっております。このため、相生中央自治会と相生第 2 自治会と協議をいたしまして、これに津別高校を追加したものであります。足の確保につきましては、災害の種類とその規模にもよりますけれども、役場が所有しております種々の公用車を活用した対応を行政が行うものと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） [登壇] 相生は、もちろん町長もご存知ですけれども高齢化率が 50%を超えております。ぜひその面については準備を怠りなくお願いしたいと思います。

受け入れ先の津別高校側のことで少しお聞きしたいと思うのですが、津別高校がこの相生地域が含まれる前は 1,080 人でした。実際のこの地域が含まれると 1,600 人からの規模になるのですけれども、備蓄備品、もしくはキャパとして足りているのかどうか。また、相生の場合、先ほども申し上げましたように高齢者が多いわけですが、バリアフリー化はなされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまございました津別高校の備品の関係と、あとキャパというか収容人数のことかなと思いますので、私のほうからお答え、あとバリアフリーの関係ですね、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、1,600人というお話ございましたけれども、ここに指定されている地域すべてが避難するような状況になりますと、津別町としても全体がかなりのダメージがされているということで、そうなるかと高校なりそういう所も損壊しているというか、そういうようなことも考えられるかなというふうに思います。今の高校としての可能収容人数といたしましては、高校全体としましては900人というふうになってございます。こちら、体育館のみならず高校全体という考えであります。

あと、今高校のほうに保管してあります備蓄品なのですが、備蓄品につきましては、毛布が100枚、あと非常用の乾パンですけれども、これが24缶入りのものが5箱、あと大人用おむつ、こちらは18個入りの3パックが1箱ですけれども、こちらが1箱、あと女性用品としましてそういうものが1箱、あと救急箱1セット、あと簡易トイレ、こちらが1セット、あと電気不要の灯油ストーブが2台、防災無線1基、発電機1台、投光器1台、ガソリン経口缶1台、あと幼児用のおむつ、こちら1箱というような備蓄状況でございます。

あと、バリアフリーの状況なのですが、玄関、職員玄関というかそちらのほうにはスロープがあるというふうな状況です。ただ、そちらから上るとした場合は、玄関の内部にさらに段差がございますので、完全なバリアフリー化にはなっていないというような状況かなと思います。

あと、もう一つ入り口があるのですが、体育館と校舎棟をつなぐ所に防災棟というのが高校には設置されてございます。そちらにも入り口がございまして、そちらはスロープ化されているということで、そちらから入ると内部のほうにも、体育館のほうにもスムーズに行けるといような構造になっているということで現地具体的にやったわけではないのですが、そういうような話は伺ってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 実は、私高校ばかりではなく今回拠点施設だけですけれどもちょっと車で歩いて来ました。バリアフリーにつきましては、ちょっと足りないのではないかなというふうに思っておりますけれども、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、次の質問へ進みたいと思います。

続きまして、近隣町村では、官民一体の避難訓練が行われているが、津別町も行政側が先頭に立ち、訓練実施に向けて働きかけるべきでないかと考えておりますがいかがでしょう。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 官民一体の避難訓練を行政が先頭に立って働きかけるべきではないかということであります。避難訓練につきましては、平成 22 年から平成 25 年まで、町が主導いたしまして、一部の単位自治会と共同訓練を行ってきたところでありますけれども、その後は、災害の種類や程度の想定がなかなか定まらず、効果的な訓練が行えずにきているところです。

このため、平成 27 年度に拠点避難所の一つにおきまして、網走地方気象台の職員を講師に防災研修を開催するとともに、その施設の備蓄物などを含めた点検を行ったところです。今後もこうした防災に関する研修と、避難所見学を組み合わせた防災研修を計画していきたいと考えています。

今年度は、北海道主催によります「北海道地域防災マスター認定研修会」が 11 月 9 日に本町で終日開催されることになりました。これを機会に町内に防災リーダーを数多く育成いたしまして、地域の防災力の強化につなげていきたいと考えているところです。

また、実際の訓練につきましては、お隣の美幌町さんにおいて、自治会連合会が中心となり相当進んだ取り組みがこの間行われておりますので、これらも参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、佐藤久哉君。

○9 番（佐藤久哉君） [登壇] 避難訓練は、本来住民側が主催して行うものではないかなというふうに私も思っておりますが、行政側の後援がなければ決して実現しないものでもあります。行政側が積極的に自主防災組織の皆さんに「どうですか？」と声をかけて、「じゃあ、やってみるか」、そうした中で「お互いに頑張りましょうよ」という共助の精神がなければ、やはり成り立たないものではないかなというふうに思っております。

実は、ある自治会長さんとお話しをいたしました。簡易ベッドって組み立てられま

すかねと聞きましたら、見たこともないとおっしゃいました。やはり、そういう状況で今災害があつて避難所を開設したとしても、なかなかスムーズな避難所運営は難しいのではないかなというふうに思っております。また、前の話になりますが平成25年の12月にやはり私が行政と自治会、6つの拠点避難所、一つずつでもいいから6年間かかってもいいから一つずつの避難所で実際に避難訓練を住民組織と合同で行ったらどうかなという提案をいたしました。そのときは、大変いい提案なので検討してみるという理事者のお答えでした。実際に27年にはそうしたことが行われたようですが、事情によりそのあとが続いてないようであります。しかし、やはり実際にやってみて聞こえてくる声、それから不具合といったものがわかってくる場合があるかと思しますので、ぜひ今後とも行政と住民側との合同の避難訓練を行うように努力していただきたいと思いますが、どういってお考えかお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど、お隣の町の紹介もさせていただいたわけなのですが、今議員がおっしゃったとおり本来的には避難訓練というのは住民が自主的に行うというのが一番望ましいものだというふうに思っています。行政等々の機関は、それらあちこちの道路が寸断されたりとか、大きくなればさまざまなことが発生してきますので、その対応にあたっていくと。しかし、避難所には特命を受けた職員がそこにも配置されるというようなことに実際にはなっています。その中で実際起きた場合どういふ動き方をしていくのかということで、美幌町さんでは、自治会連合会で自主防衛組織大綱というのがつくられておまして、それに基づいてそれぞれの組織の体制や会則等々が整備されて、これをもとに単位自治会がそれぞれ組織を設置しているという状況で、そして毎年4地区に分けて、回り順で独自に自治会が、単位自治会独自で訓練を行っている。そこに、町あるいは消防の必要な要請を受けるといふような形で進められているところです。津別町も今年、共和地区が自主的に防災訓練を行ったというふうなことを聞いております。

そういう自主的な動きも出てまいりましたので、これに例えば一緒にそういう美幌町さんのやっている所に行政とそれから自治会の代表の方たちと一緒に参加をさせていただいて、気づいたことも含めてこういう形でやれば非常に合理的だなというよう

なことを含めて来年度以降に、今年は終了しておりますので、来年度そういうまた取り組みもやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 私、今日のこの質問につきましては、私自身が今もし町で大きな災害が起きたら、果たして本当に避難所がうまく運営することができるのか、地域の人たちの安全が守れるのか、そういった疑問がありまして質問させていただきました。町長は今庁舎建設に向けて腐心なさっております。前に私との一般質問のやりとりで、庁舎の建設については、やはり防災施設の拠点としての確保という意味合いがかなり大きいということをおっしゃっておりました。ハードばかりでなく防災のソフトのほうも同時進行で進めていただかなければいけないと思っております。ぜひスピード感のある対応を今後お願い申し上げたいと思います。

続きまして次の質問に移らせていただきます。今年度策定される第7期介護保険事業計画の中で、生活支援体制整備事業を進めていく上で、生活支援コーディネーターを配置し、協議体をつくり事業を推進していくことになると思いますが、生活支援サービスの提供体制の構築のために担い手をどのようにして確保・育成していくのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 続きまして、介護保険事業の関連でお答えしたいと思います。

生活支援体制整備事業につきましては、単身やあるいは夫婦のみの高齢者世帯と認知症の高齢者が増加する中で、現在の医療と介護サービスの提供だけでは対応できなくなるとしまして、町が中心となってNPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、それから社会福祉法人、社会福祉協議会などと連携いたしまして、多様な日常生活の支援体制を充実・強化させ、高齢者の社会参加を一体的に進めるため、本年度において生活支援コーディネーターを配置いたしまして、それまでの研究組織については、協議体に改編したところであります。

この協議会では、人の確保が極めて困難な状況にあるとの現状認識から、故岩間先生が主張されておりましたように、総力戦で対応する地域の支え合い体制づくりが必要

であるという議論がされてきたところであります。

その実現に向けまして、一朝一夕にはいきませんが、住民が主体となる新たなサービスを創出するために、担い手の育成が必要であることから、まずは地域住民に対し、介護保険制度の改正趣旨を十分周知するとともに、担い手育成のための養成研修を計画的に進めることとしています。

具体的には、認知症サポーター養成講座や、あるいは介護予防いきいきポイントボランティア研修を修了した人を対象に、生活支援サポーター養成研修会を開催するなどして、担い手の発掘・養成を行い、多様なサービスを担える人づくりを少しずつですが進めていくこととしています。

また、将来の担い手づくりのため、中学生や高校生にも、介護・福祉の仕事の魅力を知ってもらう機会を設けたいと考えております。

本年は、第7期介護保険事業計画の策定年でありますことから、これまでの課題等を含めて検討を進めているところであり、地域の皆さんと支え合い、助け合い、見守りで安心して住み続けられるよう取り組んでいく考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 大変満足のいくお答えをいただきまして、本当にあまり言うことはないのですけれども、特に中高生、介護福祉の仕事を知ってもらう機会を設けるといことは、実はその遠大な計画のように見えて案外近道なのかもしれませんというふうに今答弁をお聞きしまして思いました。実は、私今回、池田町や妹背牛町にこの問題の関係で視察をさせていただきました。その中で感じたことは、知恵の絞り方はいろいろと地域事情もあるかと思えます。しかし、成功の秘訣は、その行政が決めた指針というものを住民の方にきちんと理解してもらうところから始めている。これが一番大事なのではないかなと思っております。今いただきました回答の中にも、いろいろな養成講座や事業の指針が出ております。私は、これを住民の方に本当によく理解していただいて、住民の方から手を挙げていただけるようにしていくのが、これから一番成功にたどり着くための秘訣ではないかなというふうに考えております。高齢化率 43%を超える町ですから、やっぱり高齢者の中での支え合いのシ

ステムというのは必要かと思います。今回見せていただきました妹背牛町の中でも、本当に退職した校長先生を中心にNPO団体が立ち上がっております。そうしたようにやはり地域の中に声を上げていただけるように、そのためには、津別町はこうした方針でいくのだということを伝えていくことが大事かなと思いますが、住民の方に知っていただくことが大事かなと思いますが、町長はどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 妹背牛町に視察に行かれまして、いろいろ津別には不足している部分だとか、そういうところも目についたのかなと思います、ただ、この自治体の長としましては、こちらの津別町もかなりいろんなことをやっていますよというのはあります。例えば、ついこの間ですけれども、成年後見人の3回目の講習会がこの間修了したところでありまして、平成24年から始まりまして、そして27年、そして今年、29年ということで3回開催されています。大変専門的な知識をほぼ2カ月弱ぐらいの間で詰め込んで勉強されているわけですけれども、この中に議員の方も修了試験を受けた方がおりますけれども、そういったところを見て、やはりこの3回でそういう認知症が進行して行って、お金の管理等々もできなくなってくる方たちが増えていく中で、それを対応していこうという、いわゆるボランティアでされている方たちが、この間に35名増えているという状況です。こういったことは北見市でもやっておりますけれども、管内の中でも非常に数の少ない取り組みでありますし、そういう中で社会福祉協議会とも特に連携をしながら、こういう組織がどんどん担い手が少ない状況ではありますけれども何とかしていこうということで、先ほどの総力戦の中で今ある津別の町の人材を活用しながら、少しでも対応していこうという取り組み、こういったことはよそに対して非常に誇れる取り組みだというふうに思っています。そういったことをちゃんと伝わっているかどうかというのがありますので、しっかり伝え方も含めて、今のは一例ですけれども伝えながら、こういう方向にいきましょうということで、そして基本的にはやはりこのままの状況でいくと医療も介護もなかなか大変な状況になってくるということで、特に2025年問題というのが言われますけれども、団塊の世代が75歳に到達するということですので、現実には3年ぐらいの

団塊の世代に差がありますから、2025年問題は最終年の年でありまして、実は2022年からもう始まっていくという状況ですので、そういったところで間もない時代を迎えるにあたって、そういう方たちが増えてきておりますので、それを地域の中でさまざま協力しようとか、力になろうという方たちを結集して、みんなの力で何とか新たな住民主体による新たなサービスをつくり上げていくということをまた目指していきたいというふうに思っております。

○9番（佐藤久哉君） 終わります。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

それでは午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、下記に通告した点につき質問をさせていただきます。

教育長は、今年度の教育方針の中で「読書好きな子どもたちを増やす取り組みに着手する」と述べられておりました。子ども期の読書は、人間形成にかかわる重要な営みであり、幼少期から読書に親しむことによって物事を深くとらえ、順序良く考え、幅広く認識する力を育てることを培い、それを基盤として想像力が育ち個性や人格が養われるものと思います。

ここで、ブックスタートを実際に津別町でも実施して何年か経過しております。大半の自治体でも行われていき、最近はいろいろな名称はあるかと思いますが、ブックスタートを実施している市町村では、二番目の読書、いろんな言い方あるのですが、すけれども小学校1年生には、セカンドブックというような名前でも、乳幼児期でなく大事ないつの段階が一番いいかというのもあって、それぞれの二番目の取り組みは各自治体で違うかなというふうに思いますが、津別町でプラスするとか、二回目の本の

贈呈にどのようなことを考えておられるのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

これまで、本町におきましても9カ月検診の際に絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施しておりますが、本年度は読書好きな子どもたちを増やす取り組みの一つとして来年度小学校への入学を控えた子どもたちに絵本などの図書のプレゼントを計画しているところであります。

小学校入学前の不安と期待が小さな胸の中で交錯する時期であります。保護者がわが子に読み聞かせをして、子どもも保護者も小学校生活への希望が膨らむような図書を選定し、3月中に手渡せるように準備を進めます。子育てにおいて、親がわが子に言葉を語りかける絵本の読み聞かせは、幼い子どもの言語能力や豊かな心を育む有効な手段となりますので、絵本のプレゼントの回数を増やしていくことで、若い親世代の子育てを支援してまいりたいと考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今就学前というか5歳のときに2回目の本のプレゼントということを計画されているということで、それについてはどの時期がいかはなかなか小学校に入る前がいいという人がいるし、子どものそういういろんな知識というか旺盛なのが3歳ぐらいなので、そこがいいというような自治体もあるようなのですけれども、ブックスタートはもう既に1,741自治体の中で1,012ということで、やっぱり関心が非常に高まっているというようなことなのかなというのと合わせて学力テストの結果にも読書というのが、かなり大きなウエイトを占めているようなことも考え合わせ、まず来年度から就学前にさらに本を1冊プレゼントということなので、その経過を見ながら1冊そのもののいろんな値段があるかと思えますけれども、子どもの数も減ってきていますので、そんな大きな財政負担にはならないかなというふうにも思いますので、教育方針の中にあつた読む日もつくって、今年からそういうのもあります。それから、読書ノートですか、そういうようなのをして読書環境を整えていくということなので、やっぱり環境が整わないとなかなか進んで本を読む

とか、本嫌いな子も中にいますので、そういう子がちょっとしたタイミングでまた本が好きになると、そういうことも当然考えられるのかなというふうなことなので、さらにできればいいかなというふうに思いますので、来年度まず就学前を実施して、それと、ブックスタートを開始してから既に何年か経過していて、恵庭なにかはスタートした時点からの9カ月とか10カ月ぐらいで本をプレゼントする取り組みをしていった。その子が小学校1年生になったときにどういう状況であるかというようなことも以前何か調査をしていて、そしてさらに進んで、いつでも、どこでも、だれでもが読書に親しむような、そういうふうな取り組みまでに発展しているようなのですが、上を言えばきりがないということですが、子どもの数が減ってきている中で、都会との差はいろんなことで出てくるかと思います。活字離れも今言われている状況にありますので、タイミングのよい本のプレゼントというのも今後も考えていっていただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

ブックスタートに関しては来年実施されるということなので、それに期待をしたいと思います。

二つ目には、学校図書のことについて質問をしたいと思います。小林さんのほうで公民館にある図書室を中心とした図書司書の配置だとか、運営の方法とか、それらについて話があったかと思いますが、私の場合は学校のほうの図書に限ってお尋ねしたいと思います。

学校図書に図書司書というか司書教員というのはそれぞれ定義づけがあって、それぞれの働きがあるのだというふうに思います。そして、司書を配置するには12学級以上のクラスが必要ということに以前からなっています。それで、津別町のこれからを考えたときに、もう12学級になる可能性は、ほぼ難しい状況にあるんじゃないかと思っています。そうすると、文科省の基準である12学級ということにはいつまでたっても到達しない現状にあるかと思っています。それで、これも学校に図書司書の人がいるということは、いろんなことが望ましいということは私のほうでなくても十分学校の中で仕事をされてきた教育長にとっては、もう百も承知かと思いますが、今学校の中、様子も変わってきています。そして、読書の指導要領が変わった段階では、調べ学習で学校図書を使うというようなことも盛んに行われているようなのですが、現状の図書の

状況をまずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、二点目のご質問にお答えいたします。学校図書館の運営方法ですが、小学校では、校務分掌の文化部担当教諭3名のうち、図書担当教諭を中心に、学校図書館運営規定に基づき、図書を購入、台帳登録、閲覧・貸出を行っています。2校時目と3校時目の間の20分間の休み時間や給食後の昼休みには、図書担当教諭の指導のもと、図書委員会に所属する児童が、バーコードリーダーを使って貸出業務、返却業務を行っています。中学校におきましても、生徒会活動に図書文集常任委員会を位置付け、顧問の国語科教諭の指導のもと、小学校同様、図書コーナーの管理運営を行っています。

以上のように、本町の小学校、中学校とも、学校図書館の運営を教職員の校務として位置づけ、司書教諭資格を有する教職員を中心に配置して職務遂行に努めておりますが、担任業務や授業を受け持ちながら、図書の購入、台帳登録といった事務作業、閲覧・貸出の指導が精いっぱいのところ、児童生徒の読書意欲を高めるようなレイアウトの工夫、掲示物の作成など、文部科学省が学校ガイドラインで示す理想の学校図書館を実現するのは難しいのが現状であります。

しかしながら、北見市、網走市、それから斜里町では、市費町費で複数学校を兼務する学校司書を配置し、公立図書館の司書に各学校を巡回させることで、児童生徒の利用意欲を高める学校図書館の変化及び充実に効果を上げている例もあります。

本町におきましても、中央公民館図書室の司書が学校を巡回し、教職員や児童生徒とコミュニケーションを深めながら、学校図書館の整備充実を図る体制づくりや新たに学校司書を配置して学校図書館の環境整備を図ることが望ましいというふうには考えますが、財政事情も勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいまの答弁でも必要性ということでは十分理解ができるが、なかなか現実としては人員の問題等もあり難しいのが現実ということかなというふうに答弁からは理解しました。子どもと先生方の勤務の時間の中で

するというようなことでは、なかなか曜日が決まってもできないというようなこともあるように子どもたちというか聞こえている部分もあります。それで、以前に視察に行った所がたまたま札幌市に違うことで行ったときについでに聞いたのかどうか、ちょっと確認はあれですけれども、PTとかそういう地域の本好きの人に放課後來てもらって学校図書を運営しているというような所もありました。それは、そのときはまだ津別小学校の図書室は2階であったので、出入り等いろんなことで問題もあるのかなというふうに思ったのが一つと、じゃあ、ボランティアで本の司書みたいな仕事のできる人、あるいは資格のある人が町民の中において、すぐに手を挙げてくれるかどうかというようなこともあり、そのまま時間が経過してきたのですけれども、今の中学校は別ですけれども小学校の図書室は今度変わります、そこに行く人だけが外からセキュリティやいろんな問題もあるかと思えますけれども入れる。それから、読み聞かせ何かでも、ボランティアでやられている方もいるし、関心の高い町民の方もいらっしゃるのじゃないかというふうに思いますので、その正職員だとかあるいは先生を増やすというようなことが先ほどの小林議員の質問の中でもなかなか容易ではないように受け止めていますので、その辺のところでもし時間のある、例えばいきいきポイントというのは福祉に限定されているようにも思えますけれども、そういうものの幅を広げていって、学校自体がどう思われるかわからないのですけれども、せつかく本に取り組む環境を今スタートさせようとしているときならば、考えられるいろんなことをして、学校の図書室の充実何かにもみんなでかかわっていければいいのじゃないかなというふうに思いますが、外からのこととか、そういうようなことは考えられるのかどうか、可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 先ほどの質問の中にもあった部分なのですが、まず司書教諭の件でありますけれども、12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならない、学校図書館法にあります。ただ、この司書教諭は教員の定数内になるものですから、要するに10人の教員が配置された中に司書教諭が含まれます。したがって授業も持たなければなりませんし、学級担任もしなければならぬという状況になります。図書館専門に配置されるわけではないので、そういった制度上の課題があります。こう

いったところ、できれば定数外で司書教諭を配置するような国のシステムになっていくことが一番だろうというふうに思っているところであります。いろいろな場面で学校の現状というものについて道教委等に話をしていきたいなというふうには思っております。

また、二点目の地域の教育力の活用の部分でありますけれども、これは今学校が求めている地域との連携という部分にまさに一致する部分なのですけれども、こういった学校を支援してくださる地域の方々を積極的に活用していきましょうという流れがあります。もし図書の部分、そういった地域の方々、協力を仰げるものであるのならば校長会等で相談をしつつ、情報を集めていきたいなというふうに思っております。積極的に地域の教育力を活用していくことは、これから大事な部分になろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今司書教諭のことで12学級以上のところで配置するというのがあって、同じように学校司書はまたちょっと違う位置づけで仕事限定されていて、ここに文科省なんかが学校司書を配置を促すためにというので単年度でというふうな大きな予算を掲げているというようなこともあるみたいなのですが、それがどういう本当にざっくりした国税の中に入っていて、どこを探していいのかわからないというような状況なのか、数字の上では150億とかという数字が出ていたのですけれども、そうすると全部のところに配置ができるのかどうかわかりませんが、司書教諭ということになると、先ほど教育長さんがおっしゃられたように定数の中ですということ、なかなか専門的に現実には動けないというのが実態かなというふうに思います。それで、学校司書というのはまた別枠みたいで、これも国が言っているからすぐ町にもその予算がきて、来年度からどうぞなんて簡単にはいかないと思いますけれども、そういうことと、それから今校長会でもそういうふうに話している地域の皆さん方の協力を得ながらやれるのかどうかということ、次年度以降に向けて取り組んでいただき、そしてやっぱりできるだけ今度離れた広い環境に津別町の小学校の図書館がなったので、公民館図書室よりももしかするとゆったり本を読んだ

りすることができるかもしれないので、そういう変わったときに、わかるような目に見えるような変化というのがあったほうがなおいいかなというふうに思いますので、その辺のところを要望しておきたいと思います。何かあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校図書館の重要性の部分でありますけれども、議員がおっしゃられるように本年度から学校司書の配置、学校司書というのは、司書教諭とは違って図書室の運営、貸出とか蔵書整理ですとか、そういう部分を担う、教諭でなくても構わない部分なのでありますけれども、学校司書の配置に伴う国の財政措置が開始されているということや、新学習指導要領では、一つは読書好きな子どもを増やすこと、それからもう一つは、授業で新聞や図書を使って思考力や判断力や表現力を育んでいくこと、三点目に探究的な学習活動を通じて子ども情報活用能力を育むといったことが示されております。今日学校図書館の重要性が大きな課題として強調されておりますので、総合教育会議等でいろんな新学習指導要領の趣旨でありますとか、図書のガイドラインについて説明をしてまいりたいというふうに考えております。

あと、小学校の図書室の状況についてでありますけれども、先ほどの小林議員のご質問には町の図書室の部分、若干貸出状況が下回っているということをお話したのですが、学校の図書室のほうは本年度4月から学校と連携して読む日の取り組みということで進めておりますので、こちらのほうは小学校の部分しか把握はしておりませんが、去年の1年間の貸出数をこの半期、8月までの間で同じくらい貸出をしているということですので、子どもたちにそういった意味では読書意欲を高める指導、学校で継続的に進めているという状況であります。お知らせいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 次の質問に移る前に、今小学校の図書室の貸出の状況等ということで、やはり何か一点でも読もうというようなことで呼びかけると、小さい子は先生というか、そういうふうに言われると真に受け止めてすぐ行動ができる、そういうような表れかなというふうに思いますので、その意欲を失うことのないようにいろんな企画をしながらさらに充実していくことを願っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。次の商店街のほうに産業ということになると非常に大きくなるので、ここの商店に対する支援みたいなものがあるかどうかというようなところを視点に質問をしていきたいと思います。町の活性化、地域の活性化については、商店街の存在は非常に大きいものだと考えております。現在、商店街の実状は極めて厳しい状況で、商店数の減少、高齢化、後継者の不足など、さまざまな課題があります。その中で、ざっくりなのはすけれども、町がどんな形かでそういう個々のところの支援が私は必要じゃないかと考えているのですけれども、その点のところをどんなふうにお手伝いをしていこうと思っておられるのか、まず一点目にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、商店街の関係についてお答えしたいと思います。毎年、商工会から補助金等の要望がございます。要望書には「商工会の役割・機能が十分発揮できる環境をさらに整えていくために助成願いたい」という趣旨でありまして、こうした趣旨を踏まえて、主に人件費の補助を中心に毎年助成をしているところであります。

商工会では、経営指導員による巡回訪問や窓口相談によりまして、経営実態を把握し指導を行っていますので、商店街の実態については十分商工会において把握されているものと考えます。

ただ、商工会からの町に対する施策要望の中には、平成26年に施行された小規模企業振興基本法に基づく、小規模企業の振興に関する町条例の制定がありまして、この件につきましては北海道においても平成28年に道条例が整備されたところであります。そうしたことから、本町においても検討を行いたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 毎年商工会に人件費を中心とした町からの助成、運営費補助というのが大きな数字になっているのは、私も商工会の会員の1人としてそれは目に留めております。ちょっと前後しますけれども、9月14日の道新に公

設民営化されるという滝上のスーパーの話もあって、何というか制度に乗らないというか、個々のお店というのはなかなか制度を利用していくというのは難しいのじゃないかなというようなこともありまして、せっかくいろんなまちなか再生でいろんなことをやっています。旧店舗を利用して新しいお店ができたなと思うと隣がまたやめてしまうというような、そういう状況にもあるので個々の小さなというか商店というのは大げさに言えばもしかするとライフラインかもしれないのです。ですから、もちろん商工会がすることと、行政というか役場がすることは全然というか目標は同じかもしれないのですが、個々には違うがなかなか目に見えないというか、そんなようなふうにも思っており、この先も非常に厳しい状況にあるので、そこら辺のライフラインみたいな考え方で個々の支援というのが独自でできるものなのかどうか、それから二つ目のちょっと二つ目にもいくのですけれども、経済産業省何かで出している地域商店街活性化の事業として、施策の中にはほとんどが網羅されるような文言もあります。ものづくりだとか、研究開発だとか人材確保、創業、省エネ、税制などについても支援しますというようなことがあります。なかなか個々ではそういうのがあるのだなと思っても実際に商工会で個々に言っているのかもしれないのですけれども、なかなか簡単に使えるものというものでもないような気がしますし、一昨年だったか東北の震災の所に行って商店街が活性化されるときにもいっぱい制度もあるのだけれども、実はこちらのお店には全く使えないとか、それからあっても書類が難しくて提出するまでにはいかないというような商工会の人と一緒に視察に行ったときに、そんな話も聞きました。そういうことが全然なければいいのですけれども、やっぱりさびれてきている、それから高齢化してきている、あるいは後継者がいないようなところをもうちょっとみんなでというか聞き取ったり、何か対策ができるようなものがあるのであれば、もうちょっと何か積極的にそちらにも目も向けられればさらに空き店舗になるようなところを何とか抑えることができるのではないかなというふうなことも考えてますので、含めてありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今のご質問の内容については、②の部分にも入っているなという認識のもとでお答えさせていただきたいと思います。

先の部分については、実は商工会が大変苦勞しているのはよく承知しています。年間通しても商工会館といいますか地域振興センターにいろんな形で出席をしまして、商工会の総会はもとよりですけれども、ライオンズクラブのクリスマスパーティーがあったりとか、あるいは青年部のほうで主催しています新春書初め大会の表彰式だとか、あるいは代議士の新年会だとかいろんな形であの会館を利用させていただいているところでありまして、何度か行っているうちに、そこに貼られているポスターが目にとまりまして、実は大分前に自分でも今も貼ってありますけれどもメモしてきたことがあります。それは三種類のポスターでして、一つは商工会館の中にあるポスターです、商売繁盛は商工会が約束しますと一つあります。それから、二つ目には、地域の元気は商工会の願いですということ。それから三つ目は、地域の発展は商工会の喜びです。そして、商工会は行きます、聞きます、提案しますと書いた三種類のポスターが非常になるほどというか、ちょっとこういいなというふうに見たわけです。しかし、なかなか現実には、そういう頑張ろうとやっておりますけれども、やっぱりこの情勢の中で非常に厳しい状況に置かれているということも承知しているところです。この間、商工会長と町村長との勉強会もあって、その中でお話が出ていたのですが、小規模の事業者の方というのは、中小企業という大枠で言うと非常に大きな丸玉さんのような大きな会社から個人で経営されている店舗の方からさまざま大きくりの中小企業といわれていますけれども、いわゆる圧倒的に多い9割を占める小規模の本当に2人でやったりとか5人でやったりとか、個人でやったりとか、そういう小規模の経営者の方たちが津別にもたくさん、そこが中心になっているというふうに思います。そういう中で、その方たちが消防団になったりとか、それからPTAの役員を引き受けたりとか、あるいは交通指導員を引き受けたりとか、それから祭りの担い手となってイベントのお金集めから焼きそば焼いたりとか、いろんなことをやっているわけです。その方たちが事業を継承しないで、そこが廃業していくということになれば極めて町にとっても厳しい状況になってくるというのは十分認識しているところです。そういう中で、今回、平成26年に小規模企業振興基本法というのができ上がったわけですが、これに基づいて何とか活性化できる方法を考えていきたいなというふうに思っているところです。

実際に町としましては、さまざまな助成制度も設けています。これは、このあと高橋議員さんのご質問が中心になってくるかと思えますけれども、いろいろな町独自の制度に対する内容の充実だとか、あるいは期限の延長だとか、そういうことを商工会のほうからも出されておりますし、高橋議員さんのほうからもこの後あるのかというふうに思えますけれども、そういういろいろな支援制度も持っているところですので、そのところもぜひお汲み取りいただければありがたいなというふうに思います。

それから、二つ目の経済産業省だとか、そういうところの中小企業の施策を積極的にPRしたらどうだろうかということでもありますけれども、今ちょっとお話ししましたとおり、実は9月の11日に2年に一遍開かれるのですけれども、オホーツク管内市町村長・商工会長会議というのが開かれます。今回2年経ちまして9月の11日に開かれたわけなのですけれども、今回のテーマは先ほど申しました小規模企業振興基本法について話し合われたところでもあります。この中で、商工会長さんの発言を聞いていますと、経済産業省あるいは中小企業庁のいろんなさまざまな施策に対する認識というのですか、これは極めて高いなという印象を受けたところです。当然、商工会の経営指導員の方もこれらについて、この施策について十分把握されているというふうに思います。そこがやはり一番PRする主体になってくるのかなというふうに思いますが、先ほど言いました町も独自でいろいろな支援策を設けておりますので、その部分の新設、新しいものをつくるだとか、それから変更がある場合は、従前同様説明会を開催いたしまして周知に努めていきたいと考えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 商工会から出されているのを一番新しく会員向けに送ってきたものを読むと、やっぱりどこでも人手不足が深刻な課題になっていてと、それは事例みたいなものも出ていたのですけれども、短期間でふるさとワーキングホリデーとかというのものもあると書かれていたのですが、ばあ一つと読んで、そういうのが今津別町では短期間だけ何か仕事をしたいというような人が来れるような、そういう体制になっているのかどうかというようなことも思いました。それで、商工会の人が見る活性化というか、それとまた違った意味での関わり方とか活性化の考え方

というのはもしかするとあるのかもしれないので、今いろいろ町長からご答弁いただきました。それで、中身は次の方の質問の中にも入るということですので、十分このままではだめだという認識のもとお互いが協力し合い、津別町にとって何が必要なのか、どんな手当が一番効果的なのかというようなのを商工会や今商工会の会長と市町村長等が集まって話し合う場も広域的にできているということであれば、個々でやっぱり危機感を持っておられる首長さんたちいらっしゃるのかなというふうにも思いましたので、そういうことを踏まえながらこれ以上、現状だと、もう減っていくばかりみたいな、何となくさっきポスターでは立派な表現がたくさんあったのですが、以前は暗い暗い商工会みたいな印象をみんな持っているので、そののちをちょっと何か元気づけるようなアイデアがあればまたちょっと頑張っていけるのかなというふうなのを私は印象として持っているので、引き続きいろんなことがあれば適時声掛けや何かしていただければありがたいというふうに思います。

最後のところで、同じ活性化なのですが、今移住のPRもいろいろされているかと思えます。これも、先ほどのワーキングホリデーじゃないのですが、移住の印象というか田舎に移住して来る人、全然違うのですが、IT関係で田舎で仕事をするぞという思いで移住される方と、津別町はもう一つ、この自然の中で余生じゃないかもしれないけれども、自然の中で伸び伸びと暮らしたいというふうな、そっちの移住のほうにウエイトが置かれているのかなというような印象もありますので、既存の商店だとかあるいは企業だとか、そういうところで引き続きやれるような、そういうPRの方法がもしあれば積極的に打っていただきたいというふうに思えますので、その点、そういうところと協力体制を持ちながら移住の窓口というのでしょうか、そういうメニューを現状とそれからそういうようなところも積極的に入れていくというお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど言いました小規模の小規模企業振興基本法の関係で、会議がもたれたというお話をさせていただきましたけれども、これに基づいて町の条例をぜひつくってほしいという要望が中心だったわけですが、もしそれがなくてもさまざまな形で別の条例だとか、別の要綱だとかに小規模のところを支援する町

の施策をぜひ取り組んでほしいというのが要望の内容だったわけです。今回今あちこちで町議会が開催されておりますけれども、管内でも幾つか一般質問の中でこれの町の条例、これの制定について町長の考え方を聞くというところが幾つか出ているのを聞いております。そういう状況にもありまして、かなりあちこちでそういう動きが出てきているのだらうなという認識をしております。その中で、講師の方が一方的に言っていたのは、一方的に行政側にすべて頼むということではなくて、自分たちの足元も見つめていきましょうということを商工会長に今度は行政側じゃなくてお話しされていた中に、若手後継者の方の全国の統計によりますと、自分の店の決算書を見ていないという若手後継者の方が8割いるというお話でした。ですから、そういう状況の中で、自分の店がどんなふうになっているのか、そして棚卸がきちんとされているのかどうかも含めて、そういう店の実態をしっかりと押さえておかないと行政から例えば見積書を出してくださいと言っても出せないのではないかと。それから、自分の店そのものを夢を持って語るということもなかなか難しいというふうなお話もされてきました。ですから、小規模事業者は事業者として経営を継承するということは借金を引き継ぐということでもありますので、そこのところをしっかりと認識をした上で、そして助けてもらうところは助けてもらうというような方向でお互いにやはり考えをすり合わせていくべきではないでしょうかというお話がされたところで、皆さんうなづいていたわけなのですけれども、そういう状況の中で、そのまま店を閉めるという方ももちろん出てくるというふうに思います。そこで、今ご質問のありました移住PRに後継者人材を求める案内というようなことも検討してはということでもありますけれども、これは先ほども言いましたように商工会から今の店主の中に将来ほかの人の経営移譲する考えを持っている方がいれば、そういう情報を得た上で、その本人と、それから商工会と、町の三者が集まって、どういうふうにしていこうかという協議を行って、その得た結論をもとに移住のPRにこれは入れた方がいいなということであれば、こういう物件があつてというようなことでやっていったほうがいいのかなというふうに思っているところです。

この商店街の部分について後継者部分も含めて、この間ワークショップもさんさん館で開かれたりしておりますけれども、空き家を活用したりノベーションで新しい店

舗をつくる会、ゲストハウスをつくったりだとか、そういうものも開かれています。それは地方創生のお金を使いながら今やっているところですので、さまざまに本当になかなか一口でいい切れないぐらいたくさんの方の事業を今担当のほうで抱えてやっておりますので、一つ一つ実になるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] わかりました。例えばなのですけれども、福祉産業でも津別のところは非常に人手不足で困難な営業というのでしょうか、運営をされています。そこで、本岐には地域おこし協力隊の方が入って、そこはまた町の中の福祉事業体とはちょっと違って地域起こし等も含める中でというふうなことで募集をされていたかと思いますが、移住等に関してももっと広くこれを機に考えていただくことと、やはりどっちか一方の力が欠けてもだめなので、商工会とかあるいは役場、それから商店とか本当の小さな企業体の人たちがお互いにうまくいくような接点を見い出せるような、始まりの一步みたいに考えていただければ非常にありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願したいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 移住者にもいい情報があれば的確に伝えながら進めてまいりたいというふうに思います。それから、先ほど一つちょっと漏らしたかと思いますが、滝上町さんでの公設のスーパー、これ今あちこちでいよいよ困った所では始めている現実があります。当町も今ちょうどご承知のとおりまちなか再生事業の基本計画をつくるところでありますけれども、その中にマルシェという構想も入っております。それはどういう形態がいいのかというのは、まさに今議論中でありますから、それを公設にするのか、あるいは自分たちでつくれるように別の形の支援をするのか、それらはいろんな方法があると思いますけれども、いずれにしても今ある津別のスーパーではなかなか機材も古くなってきて大変な状況になりつつ、あと何年この例えば冷凍庫もつかなくなるとか、いろいろ聞かされておりますので、そういう実情も踏まえながら今まさに始まったところでありますので、明日また委員会が開催されますの

で、そういった中でまた今現段階でコンサルと一緒に考えて、いろいろ内容についてお示しをしながら意見交換をしていきたいというふうに思いますし、その中に当然店の、あるいはスーパーの問題も入ってきます。そして、それらを経て、今度10月、来月の末には町民の皆さんとシンポジウムを開いて話し合いをしていくという方向を持っていますので、津別町に合った形で検討を進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○1番（篠原眞稚子さん） 終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に、6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告したとおり質問させていただきます。

まず初めに、健康ポイント制度の提案についての質問をさせていただきたいと思います。津別町は、40歳から74歳の方に特定健診の案内を送り、40歳と61歳では無料健診、婦人科検診は2年に1度の無料、また特定パック検診、セット割などの助成制度、また訪問ケアの際は直接の声掛けも行っているそうです。しかし、平成24年の38%をピークに現在も受診率は25%以下と低く推移しています。特定健診は、生活習慣病の早期発見、生活習慣の改善、重症化の抑制効果、自覚症状のない病気の前兆に気付くなど自身の健康を見つめ直す機会になると思われます。自分自身の健康が地域の福祉全体につながるという意識づけを広げるためにも、健康ポイント、町民ポイント制度を整備することはできないかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 健康ポイント制度の提案についてお答えしたいと思います。特定健診につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」の改正によりまして、平成20年4月から「40歳から74歳まで」を対象として実施しているところです。

健診機関につきましては、津別病院、網走厚生病院、美幌町の田中医院及び毎年集団健診を委託しております札幌商工診療所の4医療機関で自己負担を1,000円として実施しています。また、町独自に30歳代の国保被保険者も対象として実施していると

ころであります。

年度初めに対象者全員に受診券を送付していますが、各種がん検診の対象年齢を 40 歳からとしているため、受診しやすいよう、40 歳の方は特定健診を無料としまして、定年後初めての受診機会となる 61 歳の方についても無料としているところです。

本町の国保被保険者の受診率は、議員も今おっしゃられたとおりですけれども平成 24 年度の 38.7% をピークに、近年は 25% 前後で推移しています。毎年、広報やホームページ、それから道新のかわら版などで周知するとともに、前年度で未受診だった方にはがきや封書による受診勧奨と電話による個別勧奨を行っているところです。

また、平成 28 年度からは国の補助制度を活用しまして、未受診対策者や受診率アップのため、専門業者に外部委託し、がきや電話による勧奨を行っているところですが、これに合わせてアンケートを行い、健診に対する意識と課題の把握に努めているところです。

そうした中、議員より健診率のアップのため「健康ポイント事業」の実施が提案されたところではありますが、北海道では、平成 28 年度より協賛企業と連携して「健康マイレージ事業」を実施しており、この事業に参加する自治体や、独自に「健康ポイント制度」を創設する自治体が少しずつ出てきています。

こうした事業につきましては、受診率の向上と健康事業への参加にもつながる一つの方法ですが、まずは、町民みずから健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む意識付けが重要であると考えておまして、健康ポイント事業を含めて他の自治体の取り組み事例や費用対効果も検証しながら、引き続き町民の健康保持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。私もこの問題を取り上げるにあたりまして、何かそういう特定健診の受診率を上げるという方策がないかという話の中で、具体的に今のこの健康マイレージについての話はお聞きしなかったのです、担当からは。私自身が調べた中で出てきたもので、今ちょうど今朝、町長からの答弁をいただいたのでこの話を少し深くさせていただきたいなと思っているところなのですが、まず話をちょっと分けまして、特定健診の受診率について一言、二言質問

をさせていただきたいと思います。町長お話しあったとおり、津別町は特定健診の受診率が大変低いところでございます。私も保健福祉課のほうで27年度ですが受診率の一覧表を各都道府県のをいただきまして見させていただいたところ、比較的高い地域もありながら、津別町は今25%ということで低くなってございます。その原因について特定健診の受診率について個人の意識的な問題もあるかとは思いますが、町長自身が感じる低い理由についてございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは同じ質問が山内議員さんからこの後出てまいりまして、分散しながらお答えをしているところなのですが、内容がだぶっておりますので一緒に説明させていただきたいというふうに思います。先ほどお話ししましたとおり28年、昨年、国の補助、100%補助なのですけれども、そういう勧奨したり、それから調査をしたり、そういう業者に委託をしてやる制度に補助金が満度に出るというのが出てまいりまして、それを活用しています。その報告書が今年の3月に出てきたわけでありまして、それを見ますと、なぜ行かないのかという一番多いのは42.4%の方が通院中だからということで、今別の病気で病院にかかっているから、あえて行かなくてもというのが圧倒的に多い内容です。それと、ほかの医療機関、健診機関で受けているからということで31.8%。それから、面倒くさいからというのが16%ほどあります。そういうのが比較的大きな、もちろん健康だから行かないということで15%の方がいますけれども、大体今言ったところが大きな要素になっているのだろうと思います。この通院中だからとか、それからほかの医療機関に行って受診しているからというところがたくさんあるわけですが、健診内容が違うものですから特定健診で項目指定されている部分と、それから自分の病気でかかっている部分とは必ずしも一致しているわけではありませんので、なるべく行ってくださいということで今お話を、それこそ個別にそういう方たちに意識改革をしていただくということで、担当それから委託業者含めてやっているところです。

実は、昨年から北星病院さんで心血管とそれと脳ドックと合わせた受診に対して助成を行って去年から始めたのですけれども、その方たちが受ける、特に心血管のほうは、受ける検査内容と特定健診の検査内容が一致していますので、これを本人の意向、受

診される方 89 名ほど今年いるというふう聞いておりますけれども、この人たちにデータをいただいていいですかということで病院から。そうすると、その部分がいいということになればプラスされてきますので、また率も上がってくるというふうに思います。そういうことで少しずつ健診を上げるための努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。津別町は、この 40 歳から 74 歳までの対象者の数が私の聞いている限りでは 1,266 名いらっしゃるそうです。あまり少ない地域多い地域あるのですが、この上富良野町という地域は、約 1,971 人対象いまして 69.7%の受診率、中富良野についても 1,200 人ほどの対象者がいる中 72%という、考えるとかなり劇的な受診率になっております。私も担当の役場に電話をかけまして、その保健担当の方にお話をお聞きしたら、やっぱり 10 年以上の経過に渡り個別の勧め方で健康推進についての個人的な意識の高まりをされているということで、現状に至っているという結果がございます。そこで、今の説明にもあったのですが津別町では平成 24 年度が 38.7%と、今ピークというお話があったのですが、資料を見ますとここだけが高く、ピークというからにはそこからじりじり落ちてきているのかなと思いますと、その以前も低かったわけです。38.7%というところだけが少し小山になっているのですが、その辺のところについて今後、今 25%と推移している中で、とりあえず当面の目標としては、やはり 40%に近づけるといふ部分も目標であると思うのですが、この 24 年度について何か受診率が上がったという経過についてお心当たりございましたらお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） 平成 24 年の受診率が 38.7%というお話がございました。その当時私はいませんでしたけれども、過去の話をお聞きすると国の動きも若干あったようでございまして、ペナルティを課せられるという部分があつて、あらゆる手を使ったというか、いろんな部分だとは思っておりますけれども、それでやっきになってやった部分があるようでございます。その後、落ち着いたという言い方はあれですが、下降線をたどったという話なのではございますけれども、あくまでも受診、強制的にということで

もないですので、その辺の健康意識を担当のほうの業務量もだんだんといろんな部分で煩雑化して手が回らなかった部分も多分にあるかと思えますけども、何せ当時はそういうことでペナルティがあるということでかなり真剣といったらあれですけども、あらゆる手を使って勸奨したということの結果であったと認識しております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。いろんな担当の方がいてその時代の背景ということもあろうかと思えます。津別町も今そういう推移でございますが、上げていた実績もあるということで、そういうことを努力するということが今後できるという希望にもつながると思えますので、その点につきましては担当の方含めて大変なご尽力いただくことになるとは思いますが、ご努力いただきたいと思えます。

そこで、やはり出てくるのは個人的な意識的な改革というものも大変でてくると思われるのです。私自身も今44になりまして40歳から健診の案内送られてきていますが、今まで恥ずかしながら受診した経過がございませんでした。今年はちょっと体調、周りの状況の変化ということもありまして、ちょっと体調に不安を抱えたものですから申し込みまして、これから10月受けてまいろうかと思うんです。その前にも津別病院さんのほうで健診を受けたのですが、そういう中で、やはり私自身も自らの先ほど町長さんのお話がありましたように健康ということに慢心してしまうのですよね、やっぱり何かあった時に病院に行こうということで、という中で私自身の目覚めとして、きっかけとして自分自身の健康が地域全体の福祉につながるという意識について考えるようになったわけです。先ほど来いろんな議員の方が視察地の話をされていると思うのですが、研修の話をされているかと思うのですが、私自身も保健についてあまり詳しく今まで勉強したことがございませんでして、福祉の先進地などでいろんなお話を聞いた中に、やはり福祉の事業に取り組む目的の一番には、まず健康寿命を延ばすという目的があるというお話をお聞きします。健康で元気な期間を増やすということで、その平均寿命と健康寿命の間の男性であれば約10年、女性であれば15年ほどという、この期間をいかに延ばすかということが、やはり地域全体に対しても保健制度全体の問題につながってくるのだと思います。ただ健康であればいいということでは

なくて、以前、私ラジオ体操など行かせてもらっているのですが、みんなで行きましょうなんてお誘いしたときに、いや渡邊さんは自分の健康に関心があるから自分の健康のために行っているんでしょって、ほかの人まで誘って行く必要ないでしょというふうに言われるんです。私自身もみんなで行きましょうという意味で誘っているのですが、やはり自分の健康は自分で守るという意識だけで進める事業ではなく、やはりあなた自身の健康ではあるけれども、それは地域全体の健康につながるのですよ、保健事業全体につながるんですという、そういうきっかけづくりをさせていただきたいかなという思いで今回の質問に至ったわけでございます。

そこで、先ほど来出ています健康ポイント制度についての話に移らせていただきたいと思います。先ほど来、町長からお話しありましたように、そういうポイント制度が今展開されておりまして制度の趣旨としては、日ごろより健康づくりに取り組む人、または健康診断を受けたことがない人、また若い世代などへも目覚めやきっかけや励みにつながる仕組みとして整備されてはどうかという内容になってございます。その点について今平成28年度より健康マイレージ制度という制度が道が中心になりまして始まっているようです。津別町もその制度を導入する考えは先進的にあるかどうかちよっとお伺いさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、この健康ポイント事業制度も含めて検討させていただきたいというふうにお答えをしたところです。ただ、既にやっている所の情報も得ています。お隣の町では、今年から始まっています道の中に組み込んで同じようにやっていくということ、それから同じ管内でも平成22年から早々と自分の町のこととして取り組んでいる所もあります。健診に行くとポイントがもらえて、それを活用して道の駅で物が買えるだとかそういうものなのですが、ただお話を聞いている中で、それで受診率が高まったかということと必ずしもそういうふうになっていないという実情も聞いております。結局、そのポイント制度をつくっても行かれる方が大体固定化して、黙っていても行く人たちです。その人たちにプラスアドバンテージが加わったというような状況も実はあって、そのことによってどんどん受診率が上がっていくという状況にもないのも実情ですというお話もされ

ています。それから、この制度を取り入れて目的とするところに上手に向かって行けるかどうかというのは、またほかに実際に苦勞している所もありますので、さまざま聞きながら進めてまいりたいと、そういう意味合い込めて健康ポイント制度を含めて検討させていただきますということでお答えしたところであります。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 ありがとうございます。健康ポイント制度はご存知のとおり平成28年という最近始まったばかりでございますが、28年度も33市町村、視察にも行きました壮瞥町や、これから総務委員会で行かれます沼田町なども入っておりますし、今年からの29年度に至っては35市町村行っておりますが、お隣の美幌町やこれから視察に総務委員会で行かれます東川町、または先日視察に行ってきた池田町も始めてございます。この健康マイレージ制度というもの自体は健康増進に努めた結果、役場の方が道のほうに申請を上げて、そのポイントに合わせて景品とか商品がいただけるという制度なのですが、それだけではなくて、その健康マイレージに追加して町独自でさらに健康マイレージを追加している町も多くございます。今年度29年度に至っては妹背牛町先ほど何度も名前が出ていますが妹背牛町なども12町村が道の行っている健康マイレージに追加して町独自で健康マイレージ事業を追加して上乗せしている経過がございます。例えば、お金とか物とかだけではなくて、例えば幕別町のポイントラリーは指定の町のごみ袋をプレゼントするですとか、あとは士別市では健康マイレージをためたポイントで翌年の健康診断の受診の費用を賄うとか、そういう部分の要は町長さんがお話するように何かをあげるから始める人と、もともと自分で健康意識が高くてやっている方とは相入れないですという、なかなかそれだけで事業は展開していかないんですというお話は当然あるのですが、そういう付加価値も付けて、翌年度の事業につなげていくというような内容も町独自で考えて、苦勞されている町があるのが実情でございます。そういった中で、美幌町も29年度の今年の6月1日から健康マイレージ事業をスタートしているようでございます。町としては費用対効果という言葉がよく出てくるのですが、道とポイントをためた方の架け橋ということで、直接マイレージ自体には町自体が乗っかる制度ではないように私の見ている限りはございまして、独自に追加してそのマイレージを上乗せするという部

分が町独自の負担になる部分ではないかと思うのですが、町長ご意見があればお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やり方はいろいろあると思うのですけれども、そのことによって例えば今補助金を出すときに国から例えば地方創生のお金もそうのですけれども、必ずK P I を求められる時代になってきました。税金でこれにしても税金を使うわけですから、それを使ったときにどのような効果があって、どういうふうに改善していくのかということは求められてくるわけです。出そうということが決まればそれは簡単に出せるのですけれども、そのことによってどんな効果があったのかというのは、その後また調査しないとならないと思います。それによって初めてそういう制度をつくった意味というのが出てくるというふうに思います。意外にそれが後で忘れられがちになって、そして、また思い出したように例えば今受診率がどれくらい上がったのかということで、例えば1%上がりました、5%上がりました、それをよしとするかどうか、どういうK P I 的な設定をしていくかということで、それにかけたお金の意味だとかということをごどこかでやはりまた問い直さないとならない時が来ると思うんですよね。ですから、これから視察も行かれるというふうなことも今おっしゃられましたので、そういうところも実際にやっている所が、その後どんな状況になって、何を改善しようとしているのかとか、このままでいいと思うというようなこともぜひ担当職員も一緒に行くと思いますので聞き取っていただいて、これから津別町で仮にやるとすればそのことも組み込みながら、頭に入れながら制度化していくという形になってくるというふうに思いますので、まずは一緒に調査をしていただければなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。本当に物で釣るという言い方は変ですけど、何かあげるからしなさいということではなくて、個人的なそういう日々の積み重ねがそういうことにつながるという意識づけの話で私もございますので、そういう経過を見ながら進められていただいてそれでよろしいのではないかとはい思います。私自身の今後の希望としては、今健康ポイントについて比較のお話して

いる中でもこれから進まないという、ゆっくり検討するという状態なのでしょうが、担当の福祉の方とよくお話ししますと、福祉について広く福祉を考えると自宅から外に出るという、そういう行為自体が健康づくりのまずスタートなんだと、家にこもる人を増やすのではなく、外に出るというきっかけをつくってあげることが福祉の第一歩なんだという話をよく聞くわけです。例えば自治会の活動もそうですし、例えばこういう議会の傍聴なども含めてそうでしょうけども、何か目的があってその個人の方はやられていることかもしれないですが、その一つ一つが地域の福祉ということにつながるのではないかと私は考えて、今こういう提案をさせていただいているところでございます。自分自身の健康を自分自身が考えるのはもちろん当然なのですが、健康づくりに頑張っている方に対して、そういう励みになるきっかけになるそういう部分のポイント制度をつくっていただきたいというところで、私自身は健康ポイントだけにとどまらず、その町民ポイントそれは仮の話ですが、健康ポイントを大きな意味で解釈していただきましていろんな事業に活かしていただきたいと思います。例えば今ボランティアポイントなどというものもございますが、例えば登録を受けるですとか手続きをするですとか、ボランティア活動に制限されているとかいろいろなことがあろうかと思うので、そこは全体の中で協議していただければいいかなと思うのですが、そういうきっかけづくりをしていただきたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） トータルでポイントだけではなくて、外で健康のために歩くことが一番いいかというふうに思います。気軽な運動として、そういう所にも出すために担当のほうでもいろいろ頑張っています。そして地域の皆さんにも協力していただいて、特にサロン活動何かはそのいい例です。だんだん増えてきて、そして自主的にやられているところも増えてきていますので、そういうことがまだこれから広がっていくようなことを進めてまいりたいなというふうに思います。また、このポイント制度というのも、もっと進んでいる所でいけば例えば北海道でいけば伊達市何かもそうですけれどもカード化しています、ＩＣカードを使ってそこで受診だとかいろんなこと、そこには検査履歴何かもみんな入ってくるようなそういうものですが、

そういったものをIT会社と協力してやって、それぞれのいろんな名前を付けて入れているところもあります。確か場合によっては印鑑証明何かもそれに加えたりとかいろんなことをやっている所があります。そういったことも将来的につなげていけるかどうかというか、そういうところもぜひ検討材料として今受診するかしないかのポイント制度というその部分だけではなくて、皆さんの健康がきちっと管理されるというとまた問題がいろいろ出てきますけれども、助けれるところはちゃんと助けられるような仕組みというか、そういうものを今の時代のIT何かを使いながらやるというのも一つの方法ではないかなと思いますので、検討は進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 ありがとうございます。健康ポイント制度というものが各自治体に広がって増えている中、町長お話しのように津別町独自の視点と観点で、そういう制度を設計していただくことを希望いたしまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 16分

再開 午後 2時 30分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 先ほどに引き続きまして二つ目の質問に移らせていただきます。子育て支援政策並びに人口流出対策を考えたその上での高校生医療費無料への助成制度の拡大について質問いたします。津別町は、平成22年4月より中学生以下の医療費、通院、入院、初診料を除きまして助成を行ってまいりました。平成27年からは所得制限を撤廃しまして、これまで該当しない方にも助成が広がりました。今、各自治体が独自の助成制度を導入する動きが加速している現在、高校生まで医療費の助成を拡大できないかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高校生まで医療費無料の助成拡大についてお答えしたいと思います。本町では少子高齢化の一環としまして、平成 21 年度まで 0 歳から 6 歳までと小学生の入院について初診時一部負担金を除き、医療費の全額を助成してきましたが、平成 22 年度に町独自の助成策として、入院・通院の区別なく中学生まで医療費の無料化を拡大しました。ただ、この時点においては、対象世帯の扶養親族の数に応じた所得制限を設けていたところであります。

その後、他の市町村においても本町と同様、またはそれを上回る医療費の助成がされていったことから、平成 27 年 8 月診療分の医療費より、受給者世帯の所得制限を撤廃しまして、自費による診療分や食事代など保険の適用外を除きまして中学生までの医療費の全額補助を行うこととして今日に至っているところであります。

これに対して国は、医療費助成はいわゆるコンビニ受診を招く恐れがあるとして、独自に助成する市町村に対し、療養給付費等負担金を減額していますが、全国町村会等の強い要望を受け、厚生労働省は、来年、平成 30 年度以降、未就学児童に対する助成に限り負担金を減額しない方針を示しているところであります。

道内では過去 3 年間で 24 市町村が通院費の助成対象を中学生まで拡大し、さらに 40 市町村が高校生まで助成対象範囲を広げています。これによりまして現在、道内で中学生までを助成対象としている市町村は 125、高校生までを対象としている市町村は 54 となっています。

本町は比較的早く医療費の無償化に取り組んできましたが、道内の状況を踏まえまして、これ以外に実施している子育て支援とのバランスを俯瞰しながら検討してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。いろんな数字が出て、かなり見ないとわからないところも出てくるかとは思いますが、子どもの医療費の現状について、全道 179 市町村で現在、小学生以下という部分で区切れば 136 市町村、全体の 75%を超えております。津別町は中学生までですが、ここ 3 年間で町長のお話しにもありましたとおり、中学生までの助成を拡大した市町村が 24 市町村、その中に網走市、訓子府町、大空町が含まれております。そこがいわゆる津別に並んだという

意味合いのところでございます。さらにいいますと、ここ3年間で高校生までの助成を広げましたのが今町長お話しにありました40市町村でございます。清里町、滝上町、興部町、西興部村、池田町、本別町、陸別町、40市町村あるので割愛しますが、近隣の市町村も始められている施策でございます。これによりまして中学生までの助成対象、いわゆる津別と並んでいる市町村が全道179市町村のうち71市町村でございます。並びに高校生まで助成を拡大した市町村は先ほど町長がお話しになりました54市町村でございます。そのところを加味しまして小学校に上がる前までの未就学児を補助しているところが43、小学校6年生までを含めた中で助成しているのが11、中学校まで、津別と同じですが並んでいるところが71、そして高校まで広げたところが54ということになってございます。この現状を受けまして町長のご意見あればお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 数字の実態はそのとおりだというふうに思います。問題は、これ以上、もちろんこれ以降の議員の皆さんからもいろいろ、さまざまな額のアップ要望だとか、すべきじゃないかという項目がさまざまあります。それをどう見ていくかということですよ。それにどれぐらいのお金がかかるのかということ抜きになかなか決定することは難しいというふうに判断しています。その中で、議員もご承知のとおり、今年3回目の住民満足度調査をやります。そこには過去の2回の例を見てもさまざまな書き込みが項目ごとにあります。その中に子育て支援に関する項目も、こんなことを町では政策的にあれこれ、あれこれとやっている部分を書きながら全体の子育ての考え方についてどう思いますかということで、多くの方は満足であるというふうなこと、あるいは満足、それからおおむね満足というところが確か7割近くあったというふうに思いますけれども、その書き込みの中で、やはり「やり過ぎだ」という言葉もたびたび出てまいります。「そこまでやる必要があるのか」と、あるいは、「もっと高齢者のほうに助成を回したほうがいいんじゃないか」と、ところがまた別な書き込みを見れば、「もう高齢者の方の支援はもう大体いいところじゃないですか、これからは子育てのほうに回すべきではないですか」とそういう意見だとか、それらはさまざま入っています。そういうところも見ながら、これはやったほうがいいのか、やらないほうがいいのか、あるいは外と同じような形で全く同じ形でやったほうがいいのか

のかどうなのかということは、これからまず町のほうで考えていかなくちやなりませんし、その後で所管の委員会にこういう考え方を町としては持ちましたけれども、どうでしょうかということで協議をさせていく場が必要になってきますので、そういう形の中で、今実態は承知しておりますので、今後の扱い方というのは住民調査、町民は言っていますよ、こういう町民がいますよ、でもそれは、こういう調査物の中である種の空期間を読んでいくというか、そういうことも一方で必要だというふうに思いますので、このところは調査を受けてさまざまなものを検討させていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。いろんなバランスを見ながら政策を行うということは私自身も存じ上げるところでございます。平成21年度からの中学校までの医療費の助成についても、少子化対策の一環ということで、そういう少子化対策の一環として制度がスタートしたという結果がございます。また、お金の問題についても町民というか住民にしてみると、例えばその部分でどのぐらいのお金が相対的に高齢化の福祉の問題と、例えば医療費の問題と比べる範囲ではなかなかないと思うんですよね、具体的に幾ら幾らかということで比べて討論する話ではないと思うので、あくまでも政策的な問題意識として質問している経過がございます。

その部分について例えば今現状お話しあったように、子育て支援の部分も含めまして人口流出の部分もでございます。例えば大きい自治体であれば対象になる児童の数も多くなり、小さい自治体のほうが進めやすいという新聞記事も見ました。その中で例えば今、中学生まで医療費助成していますが、例えばそこを3年間高校生までを含めたときに今町長がおっしゃるようなバランスという意味で、その部分の数字的な指標というのは出るのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高校生が今91人ほどいるんです。津別高校だけじゃなくて、よそに通っている子たちも含めて津別に住んでいる子ですけども、そういう人たちはどれだけ病院にかかるかというのはだれも想像がつかないというふうに思います。ですから正確な数字というのは当然出ませんが、今かかっている小学生なり中

学生、仮に同じようなことだとすれば、その1カ月平均というのを出して行って、そして同じだろうと推定していけば230万から240万ぐらいがアップになってくるのかなというふうな想定はされます。これは正しい数字ではありませんけれども、あくまでも想定として、その程度はかかってくるだろうなと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。僕も担当課のほうと話をした中で、やっぱり医療費というものは変動します。当然決まった枠ではございません。その部分で私が言いたい部分は、その制度の真意というか趣旨というか目的というか、その数字が幾ら上がるからやめるとか、やめないということを抜きにして、今子育て支援ですとか移住、定住問題について町が取り組む大きな課題がある中で、中学生まで医療費の助成を比較的早い時期に進めてきた本町が、この今全道的に高校生までという医療費無料、助成が広がっていく中で、やはりいち早く取り組むべき課題ではないかなと、そういうところの問題意識でございます。全道的に見ますと先ほど来出ていますように54市町村が高校生までの医療費の助成をしております。近隣市町村との差別化を図る意味でも、今美幌町は小学生まで無料ということで、中学生は一部の助成に限っております。北見市はもちろん人口も多いですが小学校上がる前までの助成に偏っております。そういうふうにオホーツク管内で見ますと清里町は別にしまして比較的早い段階でそういうことを検討していけるのではないかなと。先ほど来出ています例えば妹背牛町のこれは観光パンフレットの中に入っているものでございます。観光の案内だけではなくて、こういう福祉や医療政策の充実についての項目もあり、その中で高校生までの医療費助成ということを大きくうたっております。そういう部分も含めて津別から出て行く流出する人口を防ぐだけではなくて、ほかの地域との違い、そういう部分も盛り込む中でアピールしていけば私自身も子どもを今育てている段階ではありますが、やはり子どもを産み育てる段階にあたって、やっぱり高校生まで医療費無料というイメージは、かなり大きなイメージがあると思います。私自身のときは中学校まででしたが、それでもかなりのやっぱり町としては大きな効果が期待できるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高校の医療費無料化に絞っていけばそういう議論になってくると思うのですが、しかし先ほどから言っていますとおり、そちらの持っている資料というか、ある町ではそういう施策をしているし、ある町ではまた別なことをやっているわけです。ですから、例えばうちの町でいけば中学生までは無料化ですがけれども、今年の4月からは乳児の療養手当というのを月1万5,000円、1歳になるまで12カ月出すわけです。こういうことはやっていない所も多いわけです。ですから、それにまた今年は450万ぐらいのお金を組んでいるわけですがけれども、あれこれとピックアップだけして、そこだけ比較をすると進んでいる、劣っているというみたいな見方になってきますけれども、総体を見ていくと、これはかなり進んでいるとか、大体財政上のことからいけばお金を全く抜きにしてもものを考えるというわけにはいきませんので、それはどこか必ず頭に収めながら進めていかないとならないと思っていますので、そういうトータルで、ですから俯瞰という言葉を使わせていただきまして、見ながら決めていくということになるのではないかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。私もこの政策自体を上げるにあたって、やはりインパクトというか目玉というか、やはり医療問題で一番ぱっと目につくところという意味でいう取っかかりも確かにございました。町によっての政策の違いもありますし、津別町は先ほど来話に出ていますとおり、やはりそういうことに対して比較的管内の中で早い段階から中学生の医療費助成について進めてきた経過があり、周りの市町村が今現在そういう中で動いている中で、いち早く取り上げる問題ではないかなというところで、私自身も特別に今現状、補正予算で組んでそういうことを進めてほしいというわけではなく、現状の中でそういうことも検討していただきたいという内容でございます。そういう部分も含めまして今後、人口の流出を防ぐだけではなくて、子育てしやすい環境の整備という意味でも、この制度が取り入れられて目玉の施策になることを期待しまして私の質問は終わらせていただきます。

休憩 午後 2時 16分

再開 午後 2時 30分

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をさせていただきました質問のほうをさせていただきます。

町長は、平成29年度の町政方針の中で、中小企業の経営安定のための融資制度の充実・強化により地域経済に一定の効果をもたらしてきました。今年度も引き続き、市街地の活性化を積極的に推進するとともに、商工会と連携し商工業の支援を継続してまいりますと表明されました。津別町には現在、津別町中小企業振興基金がございますが、こちらの制度は借りる金額に下限がなく使い道も比較的自由に、また利率も借主の負担が1.225%から1.475%と比較的一般的な融資制度に比べましても低く、柔軟性があり使い勝手がよい制度なのではないかなと私も考えております。

もう一方で、津別町には中小企業振興対策といたしまして特産品販路拡大支援事業と起業等振興促進事業という二つの制度がございます。今回の質問は、主にこの二つの制度につきまして今一度再検討を行い、事業の一部の見直しを提案させていただくものでございます。

まず一つ目なのですが、まず特産品販路拡大支援事業についてでございますが、いただいた資料によりますと、27年度、28年度ともに交付状況が3件ずつ、金額がそれぞれ47万7,000円、38万3,000円となっております。この状況を町長はどうとらえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 特産品販路拡大事業の現状についてでございます。この事業は、国の「地方創生地域住民生活等緊急支援のための交付金」と大変長い名称でありますけれども、この交付金を活用しまして平成27年に制定し、地方創生総合戦略の計画期間である平成32年3月31日までを期限として実施している事業であります。平成27年、28年度ともに利用企業は3社でありますけれども、これは展示会や見本市などに来店し、販路拡大を目指す町内企業に経費の一部を町が負担する制度でありまして、このことによりまして実施する企業への後押しになっているというふうに判断してい

るところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 前の質問に関連いたしまして、この支援事業の対象者に対する告知と申しますかPRと申しますか、こちらのほうはどのような形でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは商工会を通じて説明会を開いていますので、内容的には知っておられると思いますし、また全戸に配布しています「くらしのガイド」にも内容について載せておりますので、見られている方は承知しているというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 私は3件というのは、やはり少ないのではないかなと考えております。申請が少ない理由というのはいろいろ考えられるのですが、やはり業務が忙しくて特産品の見本市等の出店と、そこまでは手が回らないということもあるかなと思います。今回のこの質問に関しましては、非常に自分の経験論というものも非常に多いのですが、以前あいおい物産館に勤めておりましたときに、いろんなところから出店しないかということで豆腐、そば、クマヤキということでいろんなところからお話しいただいていました。ですがどうしても問題になるのは人の確保ということで、非常にそちら側に人を出してしまうと本体のほうはどうしてもおろそかになるということもございまして、なかなか出店までは手が回らないということも多々ございました。そんな中で、私はもう一つの理由といたしましては、やはり内容が販路拡大のための見本市等に出店するという場合に限られているためというのがあるのではないかなと考えております。なぜなら、特産品を売り込もうとした場合、その前段階として、新商品ならば当然開発をしなくてはなりません。既存の商品でも改良が必要になる場合もあるかなと思います。例えばなのですが、以前ありましたのはクマヤキで遠くまで運ぼうとした場合に、そこで焼くのではなくて運ぼうとした場合には、そうしたら一度冷凍をかけて、その冷凍したものを例えば遠くに持って行って売るといような形にしようかなとした場合、例えば冷凍したときに商品が同じ、焼きたて

と同じようなポテンシャルがでるかとか、いろんなことで原材料を組み合わせさせてすとかいろんなことをさせていただきました。こういう改良というのも当然、見本市等に出店しようとした場合、そこで焼かないということでしたらそういうことも必要かなと思います。そういうこともあるので、まず、その部分、新商品でしたら新しい特産品を開発する、もしくは今ある商品を展示会等で売り込むのでしたら、その改良しなくてはならない部分に対して、そういう部分に対して支援をいただかないと見本市等への出品まではなかなかお店のほうとしてはたどり着けないのではないかなと考えました。

これも経験論なのですが言わせていただければ、商品をつくろうとしたら、まず商品のコンセプトをつくりまして、モニタリング、試作をつくって食べさせてみたり、使っていただいたり、そこでいろんなご批判があつて、それを全部改良してということを何度も繰り返してやらせていただくという形になると思います。それも毎年、毎年というか、やってらっしゃるところは多分いつもそれをやってらっしゃると思います。それでも売れる商品というのはごくごくわずかでございまして、大概の商品は、発売はしたけれども市場に受け入れられなくて売れないという商品もたくさん出てくるのも事実でございまして。

ですから、つくったほうがこの商品だということで非常に自信をもって送り出して、ぜったいにこの商品時間かければ売れると、売るほうが思う商品も中にはございまして。ですが、そういう商品を育てていくためには、やはり時間がどうしてもかかってしまうわけでございます。

そこでなのですが、支援内容、こちらのほうを拡大いたしまして、新たな項目を追加してみてもどうかと考えます。具体的には商品開発費用ですとか市場調査の委託料、見本市等の現地で雇う人の人件費などです。これはちなみに、同じようなことをほかの自治体でもたくさんやっている事例というのはございまして。道内に限って言えば、これは室蘭市の事例なのですが、こちらのほうでは支援対象ということで報償費、旅費交通費、消耗品費、原材料費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料、負担金、労務費用、その他ということでいろんな項目出ております。やり方も自治体によっていろんなやり方があるようなのですが、津別と

してはどうかということで、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 特産品の販路拡大事業の新たな項目を加えたらどうかという2番目の質問だと思いますけれども、この部分につきましては、他の市町村では、それぞれ独自の支援策をもっていますが、津別町は、販路拡大に結び付く見本市等の出店への助成を今行っているところです。これを活用して研究開発や販路拡大が実現した場合、その後最も大きな負担となるは設備投資と人の採用であるという考え方から、本町では現在、「起業等振興促進事業」、それから「小規模事業者若年雇用促進事業」、それと「中小企業振興基金」によりまして手厚い支援を行っているところであります。これらの制度を効果的に活用していただくことで、企業の負担軽減を支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 確かに今町長ご指摘のとおり設備投資、あるいは人の採用などは非常時重要な項目でございまして、実際に資金も非常にかさみます。ですので、これらも大いに町民の皆さまにはこれからも活用していただければなと思っております。

一方なのですけれども、商品開発ということに関して言えば、中小企業振興基金は確かにそうかと思うところもございしますが、起業等促進事業と後ほど触れますけれども起業等振興促進事業、こちらのほうですとか雇用推進ということでは新商品の開発というのとは少し現時点ではなじまないのではないかなと思います。先ほどのお話のちよっと繰り返しになってしまうのですが、特産品販路拡大支援事業の申請数を現在の3件というのをかんがみてみますと、項目の追加は制度利用促進の起爆剤にはなるのではないかなと思います。制度があっても、やはり使われなければ宝の持ち腐れと言いましょか、使われない制度というのは非常に悲しいということもございしますので、せっかくある制度ならばもっと町民の皆さまに使っていただきたいということもございしますので、追加していただければありがたいなと考えているところでございます。

特に、限度額ということで現在20万円ということでこちらのほうは輸送費ですとか

見本市に関してなのですが、限度額 20 万円ですということが出ております。この 20 万円というのを維持すれば特別な新しい項目を加えても、この限度内の 20 万円以内の申請ということでしたら特別な予算措置も必要ないのではないかなと思いますし、ここで新しい項目を加えても良いのではないかなと思いますが、それでもなかなか難しいということをごさいますでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 利用制限の緩和のお話だというふうに思いますけれども、この助成額に対する増加だとか、あるいは利用の回数だとか、それらについては商工会からも要望が出されているところですが、ご承知のように、この制度そのもの特産品販路拡大事業というのは、国の地方創生の交付金、これを使って平成 32 年の 3 月 31 日までを一応計画期間として実施したところです。そのときにこういう方向でいきたいのですけれどもということで国に補助金を初年度だけですけれども 2 分の 1 もらえますので、それ以外にもたくさんあります。申請するときに地方創生交付金の事業何かで、それを議員の皆さんにおかけをして全体の協議会でこの方向で国に申請したいということを出しております。その関係で、その内容で補助を今行っているということでありまして、これはただ 1 年限りです、その後やめるというわけにはいきませんので、一応補助金は 1 年間だけでしたけれども、事業は引き続いて町が引き受けて、町の単費で今進めているところでありまして、拡大していくとなかなかまた厳しい状況もありますので、当面この目的が販路拡大という名前ですので、それに対してよく申請出てくるのは東京のビックサイトや何かでさまざま発表会、私も一度顔を出したことがありますけれども、ものすごい数の企業がたくさん来て、それこそ全部見るといったら 2 日ぐらいはかけないと、とてもでないですけど見れないというような状況ですけれども、そういう中に出て行くというのですか、そういう企業の方たちがこれを活用して、今まで自分たちのお金で行っていましたが、その一部を助成するということが大変助かっているということでもありますので、この期間、平成 32 年の 3 月 31 日までは、この方向で進めさせていただきまして、その後またどうするかというのは、次の時限が来た時に考えざるを得ないのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 質問の要旨の3番目なのですが、特産品販路拡大事業の利用制限と、これを緩和してはどうかということなのですが、現在1企業、1会計年度1回ということになっておりますが、見本市、東京ビックサイトですか晴海ですか、私も何回も行かせていただいております、確かに町長おっしゃるとおりものすごい数の企業がものすごいブースを出しております、とても一日では見られないなど。商談をしようと思ったらそれこそ2日、3日かけてもどうかというくらいたくさん企業がでておりました本当に圧倒されるのですが、首都圏ですと確かに津別からあそこにコマを出そうとすれば、もう80万円とか100万円とかすぐにいっちゃうんだろうなという形にはなっております。ですから限度額20万円となっても一度の申請でそのぐらいまでいってしまうのんだろうなと考えられます。

しかし近い所ですと食品関係ですと北見ですとか網走ですとかでも展示会やっております。そういったところに例えば職員加工関係で出そうと思った場合、1回だと20万円までいかないのかなという形もありますので、それが例えば複数回認められると非常に便利だなというのはあるのですが、これに関しましてもやはり国との関係で難しいということなんでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 国との関係につきましては、先ほども申しましたとおり1回きりでしたのであとの支援はありませんから、今は町独自で町のお金で対応しているところです。ですから、やろうと思えば回数も増やしたりだとか金額を増やしたりというのもそれはできないことはないわけですが、先ほど言いましたように一番最初に決めたものの考え方、それが1年だけ国の補助金をもらって実施して、当然そこから先は無くなるのは承知しておりましたけれども、これぐらいの範囲であればそのまま引き続いて32年3月31日まではやっても対応できるだろうということで今進めています。それ以上のものを今単費でやりますから、町がどう考えるかということで議会の議決を得れば、それは回数を増やすことも、金額を増やすこともそれは可能だと思いますけれども、現段階では、そういう制度をつくった当時のものの考え方を踏襲させていただければというふうに思っているということです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 承知いたしました。それでは先ほど町長の答弁にもございましたが、そういたしますと質問の要旨の4番目なのですけれども32年の3月31日までということになっておりますが、結果が良好であり、また町のほうからも要望があればこれを延長するということはお考えとしては今のところどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実施期間の延長の関係でありますけれども、実は特産品販路拡大事業、この事業ともう一つ小規模事業者若者雇用促進事業というのもこの時同時に地方創生のお金でつくっています。35歳以下の正職員を採用した場合、月幾ら幾ら助成しますよということで、これも1年限りのものでしたけれども引き続いてそういう人たちがいますので、今支援をしているところです。これも特産品の販路拡大事業と同じように今は単費でやっている状況です。

この二つの事業は、地方創生総合戦略の計画期間であります平成32年3月31日を期限として今実施しているところです。いずれの事業も先ほど言いましたとおり交付金による支援は初年度のみで、以降は単費で対応しています。計画期間終了後も引き続き継続するかどうかについては、最終年度である平成31年度、この31年度にその時点の財政状況を勘案して考えることになるのではないかと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 ぜひ制度として素晴らしい制度ございますので、町の皆さまにもぜひ使っていただきたいと思っておりますし、これが一つのきっかけになれば町の商店街ですとか中小企業、新商品、新しい特産品開発、それから販路拡大、こちらのほうのきっかけになっていただければ非常にうれしいなと思っております。

それでは、5番目の質問なのですけれども、起業等振興促進事業の利用制限と、こちらのほうの緩和というのもございます。これ質問は少しかぶるのですけれども、ここまで特産品販路拡大支援事業についていろいろお伺いいたしましたが、同じようなことがこちらの起業等振興促進事業にも当てはまるのではないかなと思ひまして、起業等振興促進事業というのは、こちらのほうは金額も大きいですし雇用や空き家対策

の加算措置もありまして非常に包括的な内容になっているのではないかなと思っております。また、助成区分に増設または新設という項目が設けられてございまして、既存の企業に対しましても配慮がなされているのではないかなと思っております。27年度、28年度、ここ数年の交付状況、こちらのほうを資料で見えますと新設が少なく増改築が交付のメインというふうになっているのかなという印象を受けました。増改築の部分につきましては、これからも大いに利用していただければと思っておりますが、新設に関しましては使い勝手を良くするのがやはり利用制限を緩和したほうが使い勝手がよくなるのではないかなと考えます。先ほどの特産品販路拡大支援事業と基本同じなのですが、利用制限を緩和して1回限りを改めまして、例えば事業開始1年間は複数回の申請を認めるようにするなどの緩和はできないかという提案でございまして。こちらのほうなのですが、新規事業を立ち上げますと、しばらくしてから必須のものに気付かされるということが多々ございまして。最初のうちは、こんなものと思っていたものが後になってどうしても必要になったりということがございまして、最初の1回限りというよりも複数回申請を認めていただいたほうが起業が非常にしやすいのではないかなということなのですが、こちらのほうも先ほどと同じく、とりあえず32年ということによろしいのかどうかお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今度は新しく起業等振興促進事業、この関係の事業の利用制限の緩和のお話であります。この事業は、議員もご承知かと思っておりますけれども、町内の宿泊施設が相次いで廃業になりました。火事になったり経営者の方が亡くなられたりということで、それを継続していくために設置したのが、これが発端として条例制定したものであります。何とか合宿等の受け入れの場所でもありますので、そういう対応のためにこれをやったわけです。その後、町内の商工業者の要望がいろいろ出てまいりました。商工会からも要望出てまいりましたので、それらを組み入れながら増設や改修も加えて現在の制度になっているところであります。この条例につきましては、財源は地域振興基金、町が独自で積み立てをしています地域振興基金、これを財源としまして、これも平成32年3月31日を期限としているところであります。見直しにつ

いては、これは国の交付金事業の最初のもの考え方とはまた違っておりますので、いろいろ変えることも可能かなと思います。例えばご承知のとおり道東テレビのように映像コンテンツを製作する会社などサービス業的なものを事業の中に想定、当時はおしていませんでしたので、そういうことも含めて来年4月に施行できるようにほかの項目の改正も含めまして、これは審査する審議会がありますので、そこでどういう内容にしていくと使い勝手も良くてどうなのかというようなことも、この内容も新たに加えるべきじゃないかだとか、そういうことを審査会がありますので、そこで少しもんでいただいて、内容については来年の4月から豊富化してできるような形で進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ぜひお願いしたいということでございまして、もう一つ提案をせつかくの機会ですのでさせていただければと思うのですが、こちらのほう新設、増設ともに対象の投資金額を下げてみるというのも同時にご検討いただければと思います。といいますのは、新設、増改築、ともに投資対象額が300万円以上ということになっておりますが、異業種のサービス事業を展開しようとした場合、新設はまだしも既存の企業は果たしてここまでお金を投資するかということになりますと少し疑問が残るかなと。

例えばなのですけれども、先日、エリアリノベーションということで町のほうでやられていたやつに夜だけなのですけども私も参加させていただきました。その中で四つのキーパーソンということでいろんな四つの職種が出ておりましたけれども、その中の一つで不動産業というのがございました。不動産業なのですけれども、こちらのほうを一般的に事務所を開設しようとするすと200万円といわれております。200万円というのは加盟金も入れて200万円なのですが、本来であれば現金もしくは国債、細かいのはいろいろあるのですけども現金か国債で1,000万円現金で用意しなければなりません、本来ですと。ですがこんなお金だれもなかなか持っていないので協会に入って60万円で抑えて事務所というか不動産屋さんを開くことをできるのですが、そういうのを入れて大体200万円ぐらいというふうにいわれています。といいますのは、加盟金は高いのですけれども、中は例えばパソコンですとかデスクですとか、そんな

にそんなに投資をしなくてもできると。ほかにも今町長の答弁にもございましたがサービス業的なもの、こちらのほうは例えば行政書士さんですとか税理士さんですとか、物を仕入れてとか加工してという形ではない業種の方、津別にはいらっしやいませんけれども、そういった事務所を開こうとした場合には、それまでここで出ている分ぐらいお金がかかるかというところまで投資しなくても大丈夫かなと。ですが、この投資金額を投資対象額を下げてくださいと、そういうサービス業ですとか非常に津別町の町の中でも開きやすくなるのではないかなと、そう考えていただける方が出てきていただけるのではないかなと考えております。

ですので、審議会でお話をされるときには、ぜひこの点も投資対象額を下げ、さらに使い勝手を良くするサービス業、起業するのを起業しやすくするというのもぜひ入れていただいて、審議の内容に入れていただいてご検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 限度額の引き下げについては、これは商工会だとか銀行の支店長からも時々、これぐらいに下げてもらったほうがもっと使い勝手がよくなってというのは聞いておりますので、そういうことも改正にあたっては議論の対象になるかなというふうに思います。そもそも限度額かなり大きいのですけれども、やはり先ほども言いましたように宿泊施設が非常に困ってしまっているというのが最初の発端なのですけれども、そのあと住む場所が公営住宅、特賃住宅、それら幾ら建てても空いている場所はあるのですけれども、そこに新入社員といいますか、そういう方たちがなかなか入らないと、古過ぎて。そういうこともあって、この間ずっと住宅を町のほうで建ててきたところなのですけれども、それでも間に合わない状況が続いていましたので、それらを何とか地元の建設会社で対応できないかということで、建設に際して助成をするということで平成26年と27年にそれぞれいわゆるアパート的なものが1棟ずつ建て、これが今までの支出の中ではかなり2,000万、2,500万というような形で大きな支出になっておりますけれども、今あまりそういう大きな支出というのはない状況にあります。これから、もしまたさまざまな大きなものがもし出てくるようであれば、また全体も次の32年3月31日以降、そのときの町長や議員さんや何かでいろいろま

た議論になるのだらうと思えますけれども、ご承知のとおり財源が地域振興基金です。これを取り崩しながらずっとやっております、過去にも企業する、こっちは企業は起こすほうじゃなくて企業のほうですね、そういう基金を使ってしばらくの間、地域振興基金を下ろしていろいろやってきました。そのことでかなり基金も目減りをした経過もあります。今回まだ何とかそこそこあるのですけれども、ご承知のとおり、お隣の津別病院さんへの助成というのが毎年大きくなってきています。その対応として地域振興基金から取り崩して出していますけれども、約毎年6,000万近くのお金がそこから取り崩して支援をしています。ここの病院がなくなると、これは地域にとってもんでもないことになりますので、それはやっぱりしっかり支えていかなくてはならないものだというふうに思っています。そういうものがちょっと前までは過疎債のソフト事業を活用して、それで対応することができていたのですけれども、もはやその過疎債の限度額では対応しきれないような状況になっていって、そして生に6,000万ぐらいのお金が毎年出ていく状況になっています。ですから、この基金そのものがそういう背景を持っているということも頭に入れながら、どこまでやれていけるか、そしてまた今まちなか再生事業の計画を進めているところですので、そのときに何かを個人でも始めてみたいとか、ここを改修して、こういうふうなものをやってみたいというものが当然出てくるでしょうから、そこに何の補助もというか、手も差し伸べないなんてことには当然なりませんので、そういう正直懐具合も見ながら対応を考えていくべきかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に

通告の大きい項目で二つ質問させていただきたいと思います。

町長は、3期目の3年目ということで来年の予算が最後の予算になるのではないかと思います。それを踏まえて質問させていただきたいと思います。

今年の町政方針で、この3期目のスローガンで「まちをロマンチックなエコタウンに・・・3年目」と町長は掲げております。いわゆる町長の思いがここに掲げているということは、いろんな政策分野でこれに通じるものがあるのではないかなというふうに考えております。そこで、この町政方針の中に環境に配慮した町づくりを進めたいとうたっております。その関係で次の点についてお伺いをしたいと思います。

木材工芸館を中心とした自然公園たくさんございますけれども、そこを一体的にリニューアルをしたいと述べられております。この進捗状況、いわゆるどこまで進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 木材工芸館等の周辺のリニューアルの進捗状況についてお答えしたいと思います。平成26年度に作成した「21世紀の森周辺利活用検討業務報告書」、これをベースに3年程度でリニューアルを行いたいと考えまして、今年はその初年度として木材工芸館を含めた周辺整備について報告書を作成した会社に基本設計と実施設計を発注したところです。

これまで、子育て世代と木材工芸館運営委員会、この合同ワークショップなども含めまして受注会社と協議を行ってございまして、10月末ころに素案が出される予定になっております。それにより再度、合同ワークショップを開催いたしまして、基本設計と実施設計を完成させることとしております。ある程度の形になって出てきましたら所管の委員会で報告させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今現在進んでいるぐあいをお答えいただきましたけれども、26年につくられたこの報告書を我々も説明を受けておりますけれども、上にあります道から移管を受けました学習展示館がございます。あれを含めた建物の

場合、あれを含めた関係で整備されるかというふうに思います。そこでお聞きしたいのは、設計事務所今やられているようなのですけれども、学習展示館を工芸館と合併した形で進めるのではないかなというふうに思いますけれども、この学習展示館が例えば工芸館のほうに移るといふか、そういう形の中身になりますと工芸館の機能を含めた観光施設になるのか、体験型の施設になるのか、それあたりの考えについて町長の今の考えの基本的なものがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 3年ぐらいの計画でということで報告書が出ているのですけれども、基本計画のようなものです。それを3年ということは、一つずつ進めていこうということで、まず初年度の今年として木材工芸館の内部とそれから周辺、ちょうどグレステンスキーを滑ってきて、その下にロマンス製菓さんからいただいたでかい石がありますけれども、あの横がちょっとした広場になっています。そこを改修していくと。主に木材工芸館の内部の改修というのが、お子さんたちが遊べるようなものをイメージしておりまして、2階が地元の木材の歴史だとかそういうものを語れるような形にしていこうと。そして、入り口の所には議論している最中ですが、噴水だとか、そういうものができて子どもたちが暑い年が続いておりますので、涼んだりするようなことができるかなというふうに思っています。展示館の中にある遊具がそれなりにあるのですけれども、その部分の使えるものだけ下に降ろして来ようということで木材工芸館のほうで、そういう利活用をしていこうということで、展示館そのものをこれからどうするかという部分については、来年やる部分については入っておりません。

来年は、あと二つ残っている所がキャンプ場の所、ここをどうしていくのかということ、そのときに合わせて展示館の扱い方も出てくるかなと思いますけれども、そしてその次は、夏まつりの会場であります河岸公園、ここをどうしていくかということで、このエリアまでが21世紀の森周辺ということで結構広い範囲にわたっていますので、それを3分割して、まず今年は特に木材工芸館の内部を中心にやっっていこうということです。本当は、その前の駐車場、大型が停まったりしていろいろ言われたりしている部分も休み場所になっていて、言われたりしている部分もあります。あそこ

の階段を上がって、そしてレストハウスに行く所もありますけれども、あの一帯の駐車場の部分については、来年設計をして実際に工事に入るのは再来年になるかなという事で、来年は木材工芸館の中とそれから横の広場、ここがかなりの部分で、子どもを意識したものに変わって行って、そのことによって今度道の駅からこちらのほうに向かって来る途中のまた立ち寄り場にしていきたいなというふうに思っています。

それから、展示館については、まだどうするというのはないのですけれども、ご承知のように、林業大学校のどういう形になるかまだわかりませんが、例えば、サテライト校の一つの施設的なものにも使えるのか、使えないのかということで検討はその中に一つの施設として含めて頭に入れているというのもあるということでご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この3年計画含めた今部分についてお答えいただきましたけれども、この木材工芸館というのは木のまち、愛林のまちの象徴的な施設でつくられたかと思います。多分、開基百年の事業でやられておりますけれども、今お答えいただいた中ではどういう位置づけにするのか。いわゆる施設自体をどういう位置づけのもとに今後整備していくのか。内部改修も含めた考えもお答えありますし、学習展示館をそこに含めるということでございますので、それあたりについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的には、今お子さんをお持ちの親御さんたちとも協議をしているということからも、子どもたちの木育の場というのが想定されています。ただ、その中に今もありますけれども、木材の椅子だとかいろんなものを販売しておりますので、その販売の部分は入り口の所にこの間の会議の中で、またもしかして動くのかもしれませんが、販売の場所も確保するような形になっています。ただ、一応考えとしては、外の部分とそれから中の部分で、多くは子どもたちが遊べる所というところを意識しているということで、加えて先ほど言いましたように相生の道の駅、240号を津別に向かって来てもらう、またその逆もあるかと思いますが、こ

の二つの施設に相乗効果が出るような形にもっていききたいなど、ちょっと立ち寄ってみようと、そういうふうにしていききたいなど思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 そうすると、工芸館の中に津別の象徴として太いいろんな種類の木材を展示しておりますけれども、あれは撤去するというような考えなのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それも今議論されていまして、基本的には全部撤去するということはあり得ないです。できるだけ残していこうということの考えで進んでいますけれども、一部あのままだと障がい者の方たちも入れないような状態ですので、そこで子どもが遊ぶと、その中でゼロ歳から例えば小学生までぐらいのと、もうちょっと大きめの子たちが来たときに、例えばボルダリングだとかも含めて、大きな子ができる所と小さな子が遊べるような所だとか、そうやって言えばすごくもう少し広さがあるのかもしれませんが、そういう形でいい木はやっぱり見た目もいいですので、それとあのときいろいろかかわっていただきました煙山さんから、ぜひ木はなるべく残すようお願いできないですかというようなことで言われてもいますので、そういうのは設計会社のほうでも十分承知していますので、そういうものを頭に入れながら、こんな形でどうですかねということが来月の末ぐらいに出てくるのかなと思います。また、それを見て協議をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 大体わかりましたので、ぜひ、工芸館がかつ将来とも生きるように整備していただきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。町長もかかわってきたかと思いますが、道道屈斜路津別線の特に元の津別スキー場の入り口から上に向かって4キロか5キロ、当時の小南町長があそこを桜街道にしたいと、そういう思いから町民植樹祭をあそこに開催して5年間それぞれ桜の木含めた並木をつくっております。皆さんがランプの宿含めて津別峠、弟子屈のほうに抜ける部分で、あそこの道路が一部写真を添付させていただいておりますけれども、ちょっとコピーなのでちょっとわかりづらいかもしれませ

んが、やはり私約千何本植えたかと記憶しております。正確な本数はわかりませんが、そのうち道道部分、それからランプの宿までの桜の木について 100 本以上枯れたまま、そのままになっている。かつ、木の陰になったり、木の影響で成長がいわゆる阻害されている部分が大いにあると。その写真のほうの左側ですけれども、というか右側のほうは昔の草地か何かでまだ自然の木があまりない所ですけれども、大分枯れた後、補植なしでそのままになっているということになっております。

そこで、26 年につくられた津別町の環境基本計画、この中にもうたっておりますけれども、町長のエコタウンをつくるのだと、そういうことも関係ありますけれども、豊かな自然な環境をそのまま保全していく町づくりだというように環境計画の中にいろいろ、さまざま書かれておりますけれども、そうした中で、この桜並木、町民の手で 5 年間植えた。そのことの思いもありますし、小南町長の思いもあるのではないかなと思います。この適正な管理について今後やっていただきたい。そのことについて町長はどのようなふうを考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 道道屈斜路津別線沿いの桜並木の整備についてでありますけれども、ご質問の桜並木につきましては、故小南町長がリゾート基地の夢を形にするため、昭和 63 年から平成 4 年までの 5 年間、町民植樹際によりエゾ山桜とナナカマドを植栽したものです。

広報の平成 6 年 5 月号の広報の「町長日記」に小南町長が書いておりますけれども、「かの地、このかの地というのはフォレスターのことですけれども、今のランプの宿です、かの地の手前で約 4 キロほどの桜並木を造成したが、新芽がエゾシカの好物らしく、食い荒らされて困る」と書かれています。山奥での桜の育樹の難しさを伝えているものだというふうに思います。

その後、平成 14 年から 16 年の町民植樹祭で、津別峠に通じるふるさと林道沿いに植樹を行いまして、平成 17 年の町民植樹祭では 120 本を補植したところですが、その後、枯損木が発生している状況にあります。

今後につきましては、管理はまず枯損木の撤去を行いまして、道路から見えづらい樹木につきましては、道路管理者であります北海道と協議をいたしまして、風倒など

の被害に遭わないように環境整備を今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 お答えいただいて、ちょっと写真の右側のほうを先ほど質問いたしましたけれども、昔草地だったところの広い所の比較的自然木がほとんどない所がかなり歯抜けになっていると。その扱いなのですけれども、達美にあった桜の苗木を上里の環境に慣らすために、一時向こうに圃場をつくって今でもそのまま圃場の所に移植する木が残っておりますけれども、それあたりをこの歯抜けになった所を、できましたらある程度桜並木が揃うように整備していただきたいと思っておりますけれども、そのことについて再度お伺いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の記憶でもそこに、やられた所にまた植樹ができるようにということで、今もその部分ありますけれども、そこから何本か移されていったのもよく承知しています。だんだん今大きくなってきて、その部分を根本から掘って、また移していくということになると大変なまた作業があるかなというふうに思いますけれども、でもそのことによってネズミにやられない大きさになっていますから、それも可能なかなというふうにも思います。そこら辺も含めて、それから苗木のちょっと大きめのやつを時々補植したことも自分が町長になってから記憶があるのですけれども、すぐに野鼠にやられてしまうということ、鹿もそうですけれどもネズミにやられてしまうというのは報告を受けて、またやられてしまったねということで、繰り返しが続いておりましたけれども、今議員がおっしゃられました大きなほうの、育った部分のそれを動かすのにどんなふうにするべきなのかも含めて、検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 ぜひ、その当時植えられた町民の方の思いもありますし、あそこはやはり津別としてもいいロケーションというのですか、そういう環境ではないかなと考えております。

次に移りたいと思っております。三つ目の今の道道屈斜路津別線の桜並木の延長上にクリ

ンソウの森をつくってノンノの森ということでNPOの方の立ち上げもございまして、いろんな活動を今進めていると。その関係でお伺いをしたいと思います。

写真の一番下のほうにノンノの森の入り口の写真を載せておりますけれども、いわゆるあそこを訪れる人は、四季折々それを楽しむために最近訪れる人が多いと聞いております。冬は冬、春は春、要するにそれだけ四季があそこの地域はいろんな環境、森林の部分含めていいものがあるということで訪れるのではないかなと聞いております。かつ、津別峠の雲海含めて森林セラピー、それからグリーン・ツーリズム含めて話を聞くと、かなり多いと聞いています。そこのノンノ森の入り口の所に古い丸太でつくられたような建物がございましてけれども、お聞きしたらどこかで拾ってきたようなことをちょっと詳しくはわかりませんが、どこかで投げるようなものを持ってきたのだと聞いておりますけれども、その横にブルーテントで何か屋根を掛けた施設もございまして、やはり町が力を入れるのであれば、ネイチャーセンター的なものをあそこに整備して来られる方にあそこの自然の部分でなく、津別町全体のそういうものを情報を発信する、そういう施設をつくと同時に訪れる人が、やはり少しあそこで休むとか、いろんな情報交換をするとか、そういう形のもの整備を急いでやるべきでないかなと、できれば来年やってほしいという思いがありますけれども、それあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ノンノの森の入り口にネイチャーセンターの施設建設を整備したらどうかということでもあります。ネイチャーセンターというのは、自然環境保護活動の拠点となるものであります。総合計画においてもその必要性が位置付けられているところであります。平成24年6月にNPO法人の森のこだまと森林セラピー事業を中心とした地域振興の協働にかかる協定書を取り交わしております、その後、雲海ツアーだとか、宇宙ツアー、これは星空ツアーです、畑ツアーなども農家と協力しながら実施されておまして、この拠点整備の必要性が高まってきているところであります。

こうしたことから、現在、当該法人とも今必要な施設の内容について協議を進めているところでありまして、早ければ来年度にも建設着工したいと考えているところで

ありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 来年着工したいということでお答えをいただいております。このネイチャーセンターもし来年着工していただけるならば、できれば、あそこの何か駐車場がないと、ホテルの駐車場を使えばよろしいのだと思いますけれども、それあたりの整備についてもあわせて考えていただければと思います。

かつ、このネイチャーセンターを整備するにあたっては、どういう形で行うのかわかりませんが、多くの意見を聞いた中でより良いものをつくっていただければと思いますので、考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 大きさをどのようにして、位置をどこに置くかということも今議論されている担当と進められていると思います。先ほど議員からお話がありました今使っています小屋、あれは少しランプの宿の手前のほうにもう一つ温泉が冷泉が出たところがありますけれども、そこに以前馬をトレッキングで使っていた馬の駅、これをつくっていましたが、そのときのそこに設置していた小屋を今使わせてもらっていると。捨てるのももったいないということで、今それを使ってやっているところですが、非常に古いものでありましてスペースもほとんどないような形でありますので、これも整備をする必要があるなということで考えてきたところです。そして、今この雲海ツアーだとか、それからセラピー事業の中で、ノンノの森を散策したりして、そこでガイドをするわけなのですけれども、当然雨の日がありまして、その時に雨に濡れながらずっと説明を聞くというようなことになっておりまして、なんとかそれを雨がしのげる場所、そしてできればちょっとしたカフェなんかがあれば、暖かいものを飲みながらいろんなガイドからのお話が聞けるだとか、そういうようなことも代表者の方とお話しすると出てきておりますけれども、そうなるほどどれぐらいの規模になってくるのかということも、余り土地の面積もそれほど大きなものでもありませんので、そことどこかで折り合いをつけていかなくちゃならないと思いますけれども、いろいろお話しされていますので、それに合ったような形で進めていきたいなと思っております。

あわせて駐車場も川がやっぱり接近していますので、確保するのはなかなか困難ですけれども、ちょっと離れたホテルの後ろだとか、そういう所を少し活用するような形でもしながらやっていかざるを得ないのかなというふうに思ってますけど、まだ話し合いの中でいいアイデアが出てくればなというふうに思います。

それと、ご承知のとおり 8 月 8 日に、官報の告示で阿寒国立公園が摩周が加わって、阿寒摩周国立公園に変更になりました。来月の 3 日に記念式典が弟子屈町で開催されることになっていまして、そこに参加させていただきますけれども、神の子池が清里のそこに新たに入ったり、今林道ですので町長に聞きますと結構交通事故がよく起きて厳しいのだというお話もされておりましたけれども、多分、そういう摩周がくっつくことによって少しこちらのほうにインバウンドも含めて入り込んでくるような形になると当然こちらの津別峠から下のほうにも行ってみようかということにもなってくると思いますので、あるいはそのときに何かこの峠を降りた津別という所に行くとか何か面白いのがあるみたいだよというようなものがあると、やっぱりそこでまた外貨を落としてもらえれば非常に助かるなと思っておりまして、そのためにも少し整備が必要だなと思っておりますので、担当のほうと、それとそこに中心になってやってもらうところとしっかり打ち合わせをしていただいて、そしてまた皆さんとも協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君）〔登壇〕最後に質問の関連がございますので、屈斜路へ抜ける道路なのですけれども、もういつ頃完成するかというのはおわかりだと思いますけれども、いつ頃終わって、来年あそこが通れるのか 31 年になるのか、ちょっとめどについて最後にお聞きをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政報告でもちょっと触れさせていただいたところでありまして、今発注既に終わってしまして、国有林のほうの山のほうの治山事業が 6 億ちょっとのお金で進められています。この間実際に見てきましたけれども、すごい急斜面で命綱をつけて工事が鉄筋コンクリート化しているところを見てきましたけれども、ちょうど津別峠の展望台の多分 100 メートルかもうちょっと下の所から崩れて

いますので、そこをしっかりと守っていかないと上の展望台も危ないなという感じを受けたところです。その工事につきましては、一応3年計画ということになっていて、ただ、今年度中に、来年の3月までですけれども上のほう、崩れた所に4カ所、それから下のほうに4カ所のそれぞれ谷止め工等々が設置されることになっていて、それで大体治まると。真ん中の部分については、あと2年かけて予算を確保しながら徐々に進めていくというお話を承っております。道道のほうは土砂も撤去されていて既に発注を終えていますので、早ければ今年12月末までには完成する予定だというふうに考えてくださいということで道に寄った時とも言われております。したがって、来年の峠開きには間に合うようになります。ただし、台風等とか長雨とかによって、来年、これからも、もう大体今年は落ち着いたと思いますけれども、来年等そういう状況になって雨量基準をちょっと見直すことも考えているということで、条件付き通行ということで完全に国有林が終わるまでは、そのような形になりますけれども、何もなければ今までどおり通行することができますというふうに言われておりますので、これは森のこだまにも伝えておまして、向こうのほうも東京のほう等々の関西も含めて来年度の客との企画の問題もありますので、それで間違いなく通行できるかどうかの確認が会社のほう、旅行代理店のほうからも来ているということで、この今言ったお話を伝えておりますので、少しまた来年は増えてくるのかなと思っていますところでは。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、次に移りたいと思います。

次の質問でございますが、先に渡邊議員の質問と重複するところがございますので、それは割愛しながら質問させていただきたいと思っております。

今年の予算編成で、国保の予算のところ概要で書いてありますが、医療費が伸びると当然のことですけれども税も増える、税も頭打ち、恐らく少子高齢化で保険税も下がっていくと思われれます。かつ、基金も底を突いてきていると。そういう状況になって、法定外の一般財源を繰り入れながら予算措置を講じているという現状にあります。その中で次の点についてお伺いしたいのですけれども、国保の健診の関係ですけれども、先ほどいろいろお聞きしておりますけれども、この第2次の健康づくり計画

書、この25年から34年までになっておりますけれども、この中身のデータを見ると、先ほど渡邊議員の質問で、38.何%の受診率となっておりますけれども、みなしを除いたら27%ぐらいにはなっておりますけれども、このデータを見ながら最近どうなっているかということでお尋ねをしたいと思います。

恐らくそんなにここ何年かは、受診率はそう大きな変化はないのではないかなと思いますが、それあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 過去3年間の未受診者の状況等の関係でありますけれども、今議員が冊子をもって言ったとおりだと思います。過去3年間の特定健診の年代別健診状況とみなし健診につきましては、毎年6月の所管の委員会で報告させていただいておりますけれども、その内容につきましては、事前にもう資料としてお渡ししておりますし、また今お手元にある部分にも書かれているとおりであります。特定健診受診者のここ3年間の状況につきましては、ご覧のとおり25%前後となっております、未受診者の状況の要因につきましては、これは先ほど渡邊議員さんのほうにもお答えしたところでありますけれども、平成28年度から実施しています特定健康診査未受診者対策業務におきまして、受診の状況、それから受診の意向、それから通院の状況、受診しない理由などを聞き取りまして、個別の受診勧奨を今行っているところです。

受診しない理由につきましては、「通院中だから」というのが42.4%と、これが最も多いのですけれども、次いで「他の医療機関・健診機関で受けているから」というのが31.8%と、「面倒くさいから」というのが16.7%というふうになっています。

これらの未受診者に対する意向確認や個別の受診勧奨、これにつきましては一定の効果が見られておりますけれども、さらにアンケートの分析を行いまして、効果的な周知と早期受診につながるよう、引き続いて取り組んでいきたいというふうに思っております。なお、ここ3年間、26年、27年、28年の報告をいたしましたけれども、今年度に入っても大きく変わってはいないのではないかと思いますけれども、担当のほうから何か今年の部分でつかんでいる部分があれば報告させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） 今町長のほうから過去の部分の数値を報告させてい

ただいております。今年度につきましてもさまざまな取り組みを行っているところ
でございますけれども、前段渡邊議員の町長からの答弁にもありましてとおり、昨年度
から実施しています脳ドックと心血管ドックの部分で、みなし健診とはなりますけれ
ども、昨年ちょっとやってはいませんけれども、今年度心血管ドックのほうの申し
込みの中で、先ほどお答えしたとおり特定健診の検査項目が心血管ドックでやれる部
分の検査項目を満たしておりますので、その方々の同意を得てそのデータをいただく
ということで、現在89名の方がその心血管ドックのほうを申し込まれておりますので、
ほぼほぼ全員の方が、全員とはいかないですけれども、かなり大部分の方が同意を得
ておりますので、その方々の数値としてはかなりの数が上がってくるものと思ってい
ます。

その他、いろんな形で受診勧奨ということで電話なり、個別の勧奨、はがき、その
他窓口含めていろんな事業展開もそうなのでございますけれども、健康づくり事業等におきま
しても、健診を受けていただくよう進めてございます。また、広報にも載せています
し、健診のときにはこれは道新のかわら版なのでございますけれども、そちらのほうにも願
いいたしまして、数回、受診をしていただくよう呼びかけも行っているところでござ
います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] わかりました。受診年2回やっておりますけれど
も、少し前ですか、かわら版にまだ枠がありますよと出ておりましたけれども、枠の
取り方について、どういうふうにとっているのかわかりませんが、やはりなか
なかかわら版に出したぐらいでは、面倒くさいといういろいろな理由があるような
のでございますけれども来ないようなので、催促ではないのですけれども、多分来ない方につ
いて町は把握していると思いますので、それあたりの積極的に受診されるように呼び掛
けるというふうにできればしていただきたいと思います。そういうことで終わりたい
と思います。

次に、国が取り組む健康ポイント制度の導入について、渡邊議員もかなり質問して
おりましたけれども、この先ほども見せましたけれども、この第2次計画づくりの中

にまる太君のところに丸く書いてあるのです。子どもからずっとそれぞれの健康づくりについて基本的な考え方を掲げております。ただ、医療費の早く言えば削減につながりからこの制度を導入しろということではなく、やはり若いとき含めて健康づくりに関心を持ちながら国保以外の方、いわゆる企業に勤めている方も退職されるとどうしても国保に入らざるを得ないという状況になってくるので、やはり全町的な取り組みで国保の被加入者も含めて全町的な取り組みで、この健康づくりについて町を挙げてやるべきでないかなと。その一環としてこのポイント制度を導入すべきでないかと。いろんな形があろうと思います。町で予算を講じて健康教室含めて予算も組んでおりますし、教育委員会のほうでもこのことについて、子どもから高齢者までこの健康づくりについてやられているようです。かつ、民間の団体も積極的に最近この関係について取り組んでおりますが、町長の抱えているエコタウンとかそういういろんなものもありますけれども、やはり住民の健康を守るというのが津別町のこれからの少子高齢化含めた最大のやることによって、津別が生き残れるかどうかにかかってくるのではないかと思いますので、これはぜひ、町、津別に合ったポイント制度を導入して町民の健康と幸せを守るという観点からやっていただきたいと思います。

それと、この健康ポイント制度ただポイントをもらって何かもらうというものもございましてけれども、やはりここに参加する人については、自分の履歴が残ることがあります。要は何回出たとか、どこに何がどうなったか、やはりそういうものを自分自身がそういうものを記録に残ったものを見ながら、また前向きに参加すると。そういう形にできればしていただきたい。ぜひとも来年度から導入すべきでないかと思っておりますので、町長のやるということをできれば今お聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ポイント制度をやるかということですね。健康ポイント制度につきましては、渡邊議員さんのほうにも回答したところでありますけれども、平成28年から北海道健康マイレージ事業が開始されました。また、文部科学省のほうも「スポーツを通じた健康長寿社会等の創出」の中での具体的な取り組みとしてスポーツ・運動プログラムやあるいは運動教室などの実施に対してポイント制度を設けて支援を

している、そういう省庁も別にございます。

また、道内の一部自治体においても、健康受診率の改善や健康事業への参加を促すために、独自にポイント事業を行っている所もご承知のとおりであります。さまざまな方法で町民の健康意識を高めていくことは、大変大切なことでありまして、毎年各種健診や健康づくり事業によりまして効果的な方法を検討しているところですが、参加者の固定化などが課題となっているところではあります。今後ポイント事業を含め、ほかの自治体の健康づくり事業も参考にしながら当町の実態に合った事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

来年すぐにポイント事業をやってほしいということでもありますけれども、先ほど渡邊議員さんにもお話ししたとおり、ほかのやっている状況も含めてお聞きした実情というのもまた一方でそういう事情もあるということもありまして、それらも参考として検討したいと思っております。先ほど履歴を残す部分と、あれは非常にいいことだなと思っております。それらが、先ほども答弁しましたICカードなどを使ってやっているというのもありまして、それをもしやるとすれば、ちょっとかなりの準備期間が必要になってくるというふうに思っておりますので、どうやって、どの方法がいいのかなというのは、とりあえずまた研究をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 来年の予算編成時にはいい答えをお待ちしておりますので、よろしく願い申し上げまして終わりたいと思っております。

○町長（佐藤多一君） 先ほどちょっと一つ漏れたというか、お話ししようと思っていたのですが、まず健康のために渡邊議員さんにもお話ししましたが、歩くことが非常によいというふうに言われていまして、津別も筑波大学と交流があります。筑波大学の先生、久野先生がおりまして、この研究室のデータの中に1人が1歩歩くことで0.061円の医療費の削減効果があるという、そういうことが導き出されているそうです。これは単位としますと、1万人の方が毎日2,000歩歩くと、年間で4億円を超える医療費が削減できるというようなことが研究発表されております。そんなことも含めまして、いろいろそういうつながりも筑波大学ともありますので、い

ろんな知識も加えながら町民の皆さんの健康に資していきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長より発言の許可を得ましたので、先の通告について質問をさせていただきたいと思います。一つ目の上水道料金の助成についてです。6月議会で渡邊議員の一般質問に対して町長は審議会に議員の意見も含め諮問していくと言われていました。その中に、基本水量10トンとか8トンの話も出ていました。企業会計の中で収支のバランスを見た中では赤字が出ないように運営していくこととなります。水道料が下がった世帯があれば上がる世帯も出るわけです。それでは上がった世帯から苦情がくることとなります。

そこで、低所得者に対し福祉対策での手当ができないかということで一つ目に、生活応援の中で福祉政策として65歳以上の非課税世帯、ひとり世帯、家族世帯に対し基本料10トンに対し上水道1,080円、下水道926円、5割減の減免ができないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 上下水道の助成の関係でお答えしたいと思います。基本水量10トンの65歳以上非課税世帯の5割減免の関係です。これは先の6月定例会におきまして、渡邊議員の一般質問にお答えしましたとおり、現在、上下水道の料金改定について水道下水道運営審議会が町からの諮問を受けて審議をされている真っ最中であり、審議会の答申につきましては11月ごろになると聞いておりますが、基本水量区分がどうなるかも含めまして答申内容を見た上で判断することとなります。仮に答申内容により何らかの対応を行うとした場合は、その根拠と対応策について所管の委員会で協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 管内の状況で見ますと、例えば雄武町なのですが…老人世帯、ひとり親家庭で児童扶養手当の受給世帯、身体障がい者世帯で町民税非課税世帯で減免料金、基本料5トン2,340円を920円に、基本料6トンから10ト

ン 2,340 円を 1,840 円にしています。また、湧別町では高齢者料金を特別に設定し、65 歳以上の単身者または世帯主が 65 以上の夫婦世帯に基本料 5 トン 2,160 円を 1,080 円に、5 トンを超えると通常料金になります。以上を踏まえた中で津別町もできないかということで検討の一つと考えていました。

さらに、2 番目のほうに移っていきますけども、8 月 28 日からの産業福祉常任委員会で妹背牛町の視察がありました。妹背牛町は、生活しやすい環境づくりを目指して福祉、医療に力を入れています。人口 3,000 と小さい町ですが 9 割以上の回答を得る町民のアンケート調査では、7 割近くの町民が自分たちの町は住みやすいと答えるほど町の福祉施策が町民に評価されています。津別でも実施しているものと同じものも多くありましたが、私が注目したのは何点かの水道料金の助成で、1 については除きますがゼロ歳から中学生までを養育している世帯へ月額 1,500 円を助成するものです。この点については、一応基本料 10 トンということも関係しますけども、月額 1,500 円を助成する、こういうことについて津別町もできないか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず 65 歳以上の非課税世帯の 5 割減免の関係について補足をさせていただきながら次のゼロ歳から中学生までのに移ってまいらせていただきたいと思います。まず、先ほども申し上げましたとおり、今審議会にかけている最中です。これは議員も御承知のとおり津別町水道下水道運営審議会という条例を設けています。これは議会で議決をしていただきました条例でありまして、それに基づいて上下水道が円滑な運営ができるようにということで、この審議会は町長の諮問に応じて開かれることになっております。簡易水道、それから上水道事業の総合的整備計画を策定、それと事業の推進、管理運営並びに関係する環境衛生等に関すること、そういう主要な項目について町長の諮問を受けてこの審議会が調査、研究して、そして答申をする、そういう条例であります。今 9 人の方が審議会におられまして、1 号委員といわれる、いわゆる識見を有する方が 4 人おられます。それと受益者を代表する 2 号委員という方が 5 名おられます。特に、1 号の識見を有する方につきましては、委員長含めて既に 16 年の長きにわたって、この前の改定も含めてその経過等々よくご承知の方たちが

この中に加わりまして、過去の経過も含めていろいろ議論されているところです。その中でこうしたほうがいいのではないかということで、私のほうに答申が出されてくることになっております。

ですから、それを受けてどのような対応を町としてとるか。そして、このような対応を取りたいということで皆さんとまた所管の委員会等でご協議させていただくこととなりますので、今この時点でのご質問というのは非常に私のほうも切ない状況でありますので、その辺はぜひご理解いただければと思います。

それから、ゼロ歳から中学生までの養育世帯に対する月額 1,500 円の助成についてでありますけれども、これは料金改定だとか、あるいは基本水量の区分の問題とは別に、子育て支援としてのものと思いますが、これまでさまざまな、先ほどさまざまな方と一般質問を議論してまいりましたけれども、さまざまな子育て支援を拡大してきております。今年度実施する住民満足度調査結果も一つの判断材料としながら、この助成というのはすべきか、すべきでないのか、あるいはこの 1,500 円というのは、どういう根拠なのかということも含めて議論していく必要があるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 今町長からいろいろ審議会のことやら言われました。ゼロ歳から 15 歳の 1,500 円についてですけれども、これは妹背牛町で同じ額でやっているということで、同じくやってはどうかという考えであります。これが基本的に基準は何なのかということは別にはないですけども、妹背牛に前回視察に行ったときにされていたと。それはいいことだなということで、一応津別もどうかなということで提案しております。すべて審議会を答申待ちという中での今回の提案というか質問だったのですけれども、なかなか厳しいものがあるということで答申を踏まえてからの回答でしかできないということですので、今の内容も答申後に一応考慮した中で検討いただけたらなというふうに思いますので、ぜひその点をよろしく願いしたいと思います。

次に、二番目の学校給食費の無償化に移らせていただきたいと思います。3月の定例議会で、私の質問で教育長が答えられた内容ですけども、私の提案といたしまして

は、栃木県大田原市の学校給食の無料化の趣旨3点を挙げておりました。町民が本当に望む施策は何かと考えたときに、加速する少子化、子どもの貧困など、その対策は急務だということで述べました。また、保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図る子育ての環境を目指すために、子育ての方策の一つとして学校給食費の無料化をやってはどうかということの伺いをしたところであります。それについて検討をさせていただいたのかということで、その結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 学校給食費の無償化についてのご質問にお答えいたします。学校給食費の全額、あるいは一部無償化につきましては、全国、全道また当管内におきましても実施している自治体があり、経済面での子育て支援策や人口減少対策として町長部局と連携して検討させていただきますとのお答えをさせていただいております。オホーツク管内では、平成27年度から小清水町において、平成28年度から大空町、西興部村にて、平成29年度、本年度からですけれども、清里町にて既に学校給食費の全額無償化を実施しておりますので、当該4町村へ無償化の方法とそれに対する財源について調査させていただき、町三役と課長職で構成する7月の政策調整会議の場において助成の方法と財源について町長に報告しているところであります。

現在、各市町村独自で対応している教育支援対策について、本町との比較、調査を実施する予定であります。結果をもとにさらに検討してまいりたいと考えます。また、本町におきましては、毎週1回提供しているオーガニック牛乳と通常の牛乳との差額分約25万円を町が負担しております。

以上、これまでの経過につきましてご説明いたしました。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 今の報告内容については理解したいと思います。そこで、私のほうからも前回学校給食の無料化を実施しているところは、近隣では陸別町、足寄町、小清水町がありますよと言っていました。その後、先ほど言われたように清里も行っております。そのほか、西興部、大空町も実施することになっております。西興部では、未来に向かって人を育てる村づくりとして村を支える人材の発掘、

育成に努めるほか、学校給食費の無償化を実施し、保護者の負担軽減を図るとして
います。清里町では、保護者の経済的負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境の
整備と地場産業、食材を活用した学校給食による食育活動の推進を目的として実施し
ているとしています。今年から実施している大空町の学校給食費補助金交付要領では、
保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりに寄与
すること、及び食育活動の推進を目的として学校給食費負担金相当額について補助金
を交付するとしています。新聞赤旗の調べでは、無償化を実施している市町村が昨年
62 ありましたが、今年 20 市町村で実施となり、昨年と合わせて 83 になったと報じて
います。なお、無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、
給食を教育の一環としてとらえる食育の推進を挙げる自治体が増えていると伝えてい
ます。文部科学省では、無償化自治体の広がりを受けて、はじめて全国市町村を対象
にした学校給食無償化調査を実施することにしていくようです。多くの自治体から給
食費の無償化を求める意見書も上がっています。国が実施するのを待つのではなく、
住民の生活を守り、住みやすい町づくりを目指し、来年度に向け対応できるよう給食
無償化を目指してほしいと思い、その点を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 先ほど政策調整会議の中での報告ということに触れさせて
いただきましたが、若干補足してまたお話しさせていただきたいというふうに思いま
す。

小清水町でありますけれども、食材の支出にかかる財源なのでありますけれども、小清水
町では過疎対策事業債ソフト事業を充当しております。小清水町では、給食費会計の
食材費に直接充当すると、給食会計に予算化する方法をとっております。また、大空
町、西興部村につきましても、財源は過疎債のソフト事業で、交付につきましても、
学校給食費補助金交付という形での助成をしております。清里町につきましても、交
付方法につきましても、補助金による助成ですけれども、清里町では財源がまた別で
子ども・子育て基金というふるさと創生基金や再生エネルギー売電収入からの編入に
よる新たな子ども・子育て基金というものをつくって、それを充てているというこ
とがわかったところであります。

本町におきましては、平成 28 年度実績で小中学生の食材費約 1,600 万ほどの財源が必要となるわけでありまして、本町におきましては、過疎対策事業債ソフト事業につきましては、津別病院に充当しているため、新たな財源確保が課題であり必要であります。本町におきましては、乳幼児等医療給付事業をはじめさまざまな支援対策、それから教育の分野では放課後子ども教室ですとか、学習支援員を手厚く配置すること、さまざまな教育支援対策を実施しております。今後、他の市町村と比較検討資料をもとにして、来年度の予算編成に向けての検討をしていかねばならないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] いろいろ調整をしていただきながらぜひ実現に向けて努力いただきたいなと思います。

それで、この制度は、大変重要に思われますので、次回もしか次回の質問のときには町長に対してもまたよろしく意見を述べたいと思いますので、その点よろしく願ってこの場から終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも次回質問がくるのだろうと思いますけれども、要はぜひ議員のほうでもご検討いただきたいなというふうに思うのですけれども、今給食費というだけの無償化のところで議論がされているわけなのですけれども、子育て支援というのは、さまざま実は今とっているところです。それらトータルで見て、俯瞰するとどうということになってくるかというのをぜひ検討していただければなというふうに思います。今教育長のほうからお話ししましたように、教育長は今決算の数字が出ましたけれども、私のほうも例えば給食事業収入というのがあって、今年の皆さんもお持ちの予算書でいけば小中学校費、両方で 1,537 万 6,000 円のお金を父母の方からいただいているわけなのですけれども、これを無償化するということですね。それと、65 歳以上の先ほどの非課税の水道下水道事業 2 分の 1 補助をした場合は、今 647 世帯ありますので、非課税世帯が、それに半分の額と 12 カ月分を掛けると 1,557 万 5,000 円になります。これが減免されるということです。それから、ゼロ歳から中

学生の今のいる世帯に 1,500 円仮にそのまま補助をしたとした場合 248 世帯いますので、446 万 4,000 円かかります。それから、もし渡邊議員さんからも高校生までの医療費を無償化する場合、先ほども申しましたけれども一応千円単位で見ると 233 万 8,000 円ということで、足すと 3,775 万 3,000 円、これをどこに求めていくかということです。そうすると例えば、去年の 4 月 1 日から始めた乳幼児に対する養育費用、ゼロ歳から 1 歳になるまで、毎月 1 万 5,000 円を支給しておりますけれども、これを思い切ってやめるかと、そして別なところに回すかというようなすべてをやるということがあとあとの世代の人たちに税収が下がっていく中で厳しい状況に追い込まれていっても困りますので、中止するものは中止する、新たに増やすものは増やすと、そういう議論も当然必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○8 番（巴 光政君）　〔登壇〕　どうもありがとうございました。

◎延会の議決・宣告

○議長（鹿中順一君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会いたします。

明日は、午前 10 時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 52 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員